

海外情報

韓国の税務行政と税制の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）

原 山 道 崇

◆SUMMARY◆

国税庁においては、わが国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、大韓民国に派遣されている職員が、同国的主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

データは原則として本稿執筆時（2009年3月）のものである。

（税大ジャーナル編集部）

目 次	
I はじめに	158
II 国税庁の組織	159
1 基本的な特徴	159
2 組織の変遷	159
3 現在の組織構成	160
4 国税庁組織改編の計画	161
5 国税庁の CI (Corporate Identity) 等	162
III 職員の管理	163
1 採用	163
2 職員の研修制度	164
3 IT 職員の現況	164
IV 最近の施策	165
1 仕える税政	165
2 国税行政の国民信頼確保	165
3 納税者負担の実質的減少	167
4 誠実納税基盤の整備	169
5 顧客志向の税政展開	182
6 税務調査の全面的刷新	184
7 国民福祉向上のための努力	190
V おわりに	193

I はじめに

韓国人の性格を表すものとして、次のような話が、あるコラムに掲載されていた（三最高会計法人「Japanese practice Weekly Newsletter」2009年2月9日第336号）。

「アメリカに団体旅行に行った韓国人グループが、事前予約せずにある食堂に行って約30名の食事ができるか聞いた。その食堂の支配人は、予約していないため難しいと言った。しかし、韓国人だと言ったら、その支配人が『先に韓国人だとおっしゃったらしいのに』と言いながら、食堂の中に案内して食事ができたという。その支配人はなぜ韓国人だと聞いて予約もしていない客を受けたのか。その理由は、韓国人はたった15分で食事を済ませて店を出るためであるらしい。この話が実

話であるかどうかは分らないが、韓国人のせつかちな性格を表すことの一つであると思われる。」

この話のとおり、私自身も、韓国人がせつかちだと感じる経験を何度かしている。韓国の税務当局から日本の制度について教えて欲しいと頼まれることが多いが、今すぐに回答が欲しいと何度も言われた。彼は、「韓国人は、パルリパルリ（意味は『早く早く』）ですから。」と話していた。

最貧国の一つであった韓国（1970年代前半までは、北朝鮮の方が韓国よりも経済力が上だった時期もある）は、急速な経済発展を遂げて、現在は先進国と肩を並べるまでに成長し、欧米諸国が200年、日本が100年で成した近代化を韓国は数十年で成したと言われて

いる。

韓国では 1966 年に国税庁（韓国の税務当局は日本と同様「国税庁」である）が発足し、経済発展と同様、税務行政においても急速な発展を遂げている。課税インフラを整備し、税金計算書や現金領収証により売上を把握し、申告水準を向上させて調査件数を削減している。電子申告の利用率は驚異的な高さであり、納税者の利便性を図るため IT を利用した様々な施策を実行している。また、最近は欧米で実施されている制度（勤労奨励税制（EITC、Earned Income Tax Credit）等）を導入し、今年から給付金の支給を行うことになっている。さらに、これから行われる予定の国税庁改革は、IRS（Internal Revenue Service、アメリカ内国歳入庁）の改革をモデルとして地方国税庁（日本の国税局に当たる）をすべて廃止する方針だ。

本稿は、韓国の税務行政の最近の動向について、税務当局が発表した報道資料等を基に、国税庁職員、現地税理士（韓国では「税務士」という）等からの話を取りいれて説明を行ったものである。なお、本稿に関する意見・コメント等はすべて筆者の個人的見解である。

データは原則として本稿執筆時（2009 年 3 月）のものである。また、韓国の税務当局は日本と同様「国税庁」であるため、本稿では、特に断らない限り「国税庁」は「韓国国税庁」を指すものとする。

II 国税庁の組織

1 基本的な特徴

韓国と日本の国税組織は非常によく似ている。我が国の国税庁に相当する組織は韓国においても「国税庁」と言う。ただし、日本では国税庁を英文で「NTA（National Tax Agency）」と表記するが、韓国では「NTS（National Tax Service）」と表記する。当初韓国でも、「NTA」の名称を使用していたが、その後 1999 年 9 月 1 日に「第 2 の開庁」と

呼ばれる機構の大幅な改革を行った際、「国民の信頼を得る国税行政」を基本目標とし、名称を改変した経緯がある。

税務行政機構のうち、税制の企画及び立案等は企画財政部税制室が担当し、税務行政の執行は国税庁がこれを行う。企画財政部税制室は、租税政策官、財産消費税政策官、租税企画官、関税政策官（『○○官』の下には複数の課が存在する）により構成されている。

関税・税關当局と国税当局、地方税当局と国税当局は分離しており、社会保険料の徵収は行っていない。2009 年 1 月から、国民・雇用・健康及び産業災害保険といった 4 大保険料の賦課・徵収に関して、国税庁の傘下に新設した社会保険取立公団が行う予定になっていたが、労組の強い反発等により国会で法案を通過させることができず、事実上廃案となつた。

2 組織の変遷

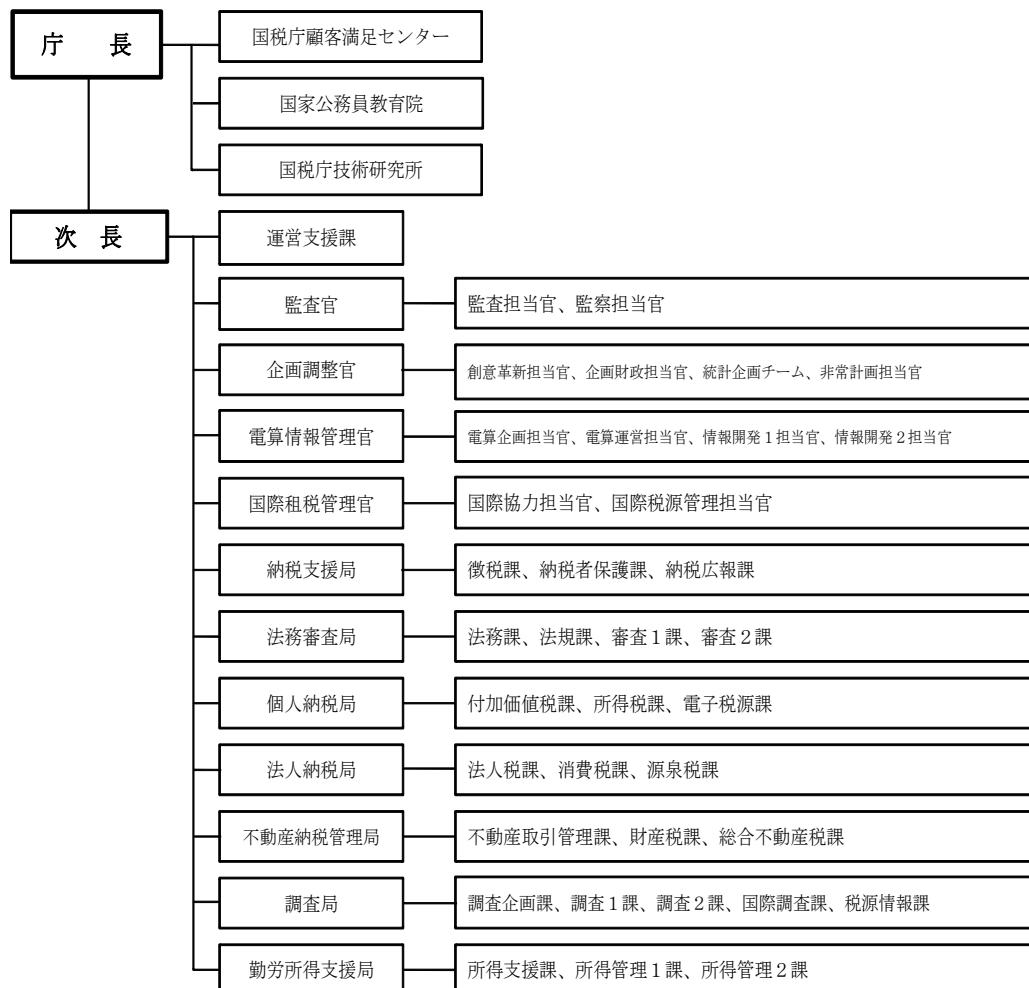
1966 年 3 月 3 日	財務部（現「企画財政部」、韓国の国家行政機関で、財務省に相当）の外庁として発足（4 局 13 課、醸造試験場、地方国税庁 4、税務署 77、支署 2）
1968 年 4 月 15 日	税務公務員教育院発足
1975 年 4 月 1 日	国税審判所発足
1999 年 9 月 1 日	国税行政組織改編、税目別組織で納税者中心の機能別組織に全面改編（9 局 30 課、地方国税庁 6、税務署 99 署）
2003 年 12 月 16 日	国税総合相談センター開庁（2008 年 7 月 1 日「国税庁顧客満足センター」に名称変更）
2007 年 10 月 1 日	EITC（勤労奨励税制）制度関連業務を専担する勤労所得支援局設置

3 現在の組織構成

国税庁の組織は、本庁、地方国税庁、税務署で構成されている。本庁の組織は 12 の局（日本の部に相当）、38 の課で構成されている。国税庁の下に、ソウル、中部、大田、光州、大邱、釜山の 6 つの地方国税庁、その下に 107 の税務署がある。

一般的規模の署の職員構成は、署長（1名）、課長（5名前後）、一般職員（100名程度）で

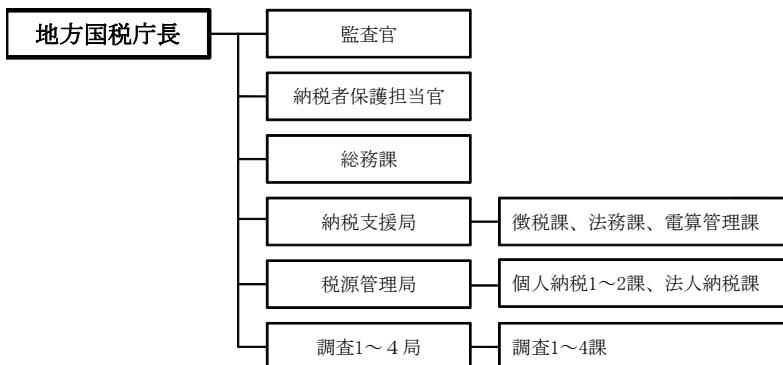
国税庁組織図



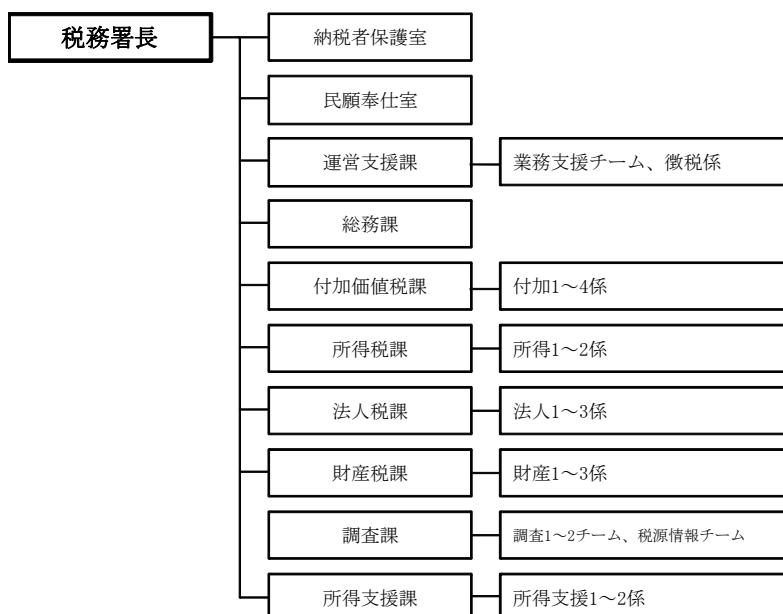
あり、副署長は配置されていない。

2007 年 12 月 31 日現在国税庁の職員数は、20,021 名である。機関別では、本庁で 840 名（4.2%）、地方庁で 2,713 名（13.6%）、税務署で 16,238 名（81.1%）、教育院・技術研究所・顧客満足センターで 230 名（1.1%）となっている。

地方国税庁組織図



税務署組織図



4 国税庁組織改編の計画

現在、韓国政府は地方国税庁組織を全面廃止し、圏域別に広域税務署を置く方案を検討している。これにより、「本庁—地方庁—税務署」の3段階の国税庁組織体系が、「本庁—税務署」の2段階の組織に転換される計画である。これによりソウル、中部、大邱、釜山、光州、大田等の地方庁組織がなくなることになる。そして、地方庁がもっている地域別税務調査機能を本庁に移管し、調査方式は対面ではなく、原則として書面調査となる。また、徵稅と税金案内業務等の行政機能は、広域・大型化される税務署に移管される。これによ

り現在 107箇所ある税務署も 50から 70箇所程度に減らされるものと予想される。また、政府はこれと共に国税庁の業務監視のため、アメリカの IRS 監視委員会 (IRS Oversight Board) と類似する別途の監督委員会の新設を検討している。

今回の国税庁改革案は、BAH (Booz Allen & Hamilton) コリアというコンサルティングファームが担当したものだが、BAH 自体が政府組織改編に専門性があることに加えて、アメリカの国税庁組織改革法である IRS 改革法案の策定時に直接関与した経験があるため、IRS 改革に近いものとなっている。アメ

リカも 1998 年 IRS 改革を通じ、地域別区分に基づく執行体制から、納税者類型別の組織体制に改編した経緯がある。

ただし、実体経済が停滞している状況下で組織を改編することは、納税者に不便を強いることになるとの指摘もあり、最近になって案自体を見直す動きが出てきている。

5 長官等の幹部

2009 年 3 月現在、国税庁長の席は空席となっている。ハン・サンユル（韓相律）前庁長が 2009 年 1 月に収賄疑惑等により辞任してから、ホ・ビョンイク（許炳翊）次長が庁長代行を務めている。

国税庁長は大統領により任命され、他の幹部については国税庁長が任用する。なお、韓国では、政府改革の一環として公職社会の専門性の向上と競争力を強化するために、「開放型・公募職位制度」を導入している。国税庁では現在、約 30 の局長級ポストのうち 4 ポストを開放型職位、5 ポストを公募職位に指定している。

開放型職位とは、公職社会の競争力向上のため、専門性が特に要求され、効率的な政策樹立のために必要であると判断される職位に、公職内外を問わず公開募集により選抜試験を実施し、職務遂行要件を満たした最適な者を選抜し、任用する制度である。現在、国税庁電算情報管理官、国税庁監査官、ソウル地方国税庁納税支援局長、中部地方国税庁納税支援局長が開放型職位に指定されている。

公募職位とは、効率的な政策樹立及び管理のため、内部又は外部の公務員の中から最適な者を任用する制度である。現在、国税庁納税支援局長、国税庁個人納税局長、国税公務員教育院長、ソウル地方国税庁税源管理局長、中部地方国税庁税源管理局長が公募職位に指定されている。

ちなみに、現在、電算情報管理官のイ・チヨルヘン氏は、マイアミ大学で経営学博士、ユタ大学で機械工学博士学位を取得した後、

サムソン SDS グループ情報戦略本部、サムソン電子半導体総括、情報化革新チーム長等を経験した IT の専門家である。同氏は、国税庁に入庁後、総合国税システム（TIS）、ホームタックスシステム（HTS）、国税情報管理システム（TIMS）、電子決済システム、電子管理システム等の分野別に構築されたシステムを統合し、標準化すると同時に全体のシステムの中心となる IT インフラを整備する作業を推進している。

(注) 「デジタルタイムズ」 2007/02/16 に記事掲載

http://www.digitaltimes.co.kr/contents.htm?article_no=2007021602010460650001

5 国税庁の CI (Corporate Identity) 等

(1) 庁舎



写真は、2002 年 10 月に完成した国税庁庁舎である。庁舎の左側は租税博物館となっている。

(2) 国税庁のロゴマーク



국세청 NATIONAL TAX SERVICE

税政のパラダイム転換、福祉税制等の機能・役割の拡大を内外に示すため、2007年7月12日に国税庁の新しいCIが発表された。上記のシンボルマークの花は韓国を象徴するムグンファ（ムクゲ）を表している。5つの葉は、行政の基本精神である公正、透明、効率、顧客志向と国税行政の新しい価値である福祉を意味する。新しいCIには、「国家の中核機関として、国家の繁栄と国民の福祉まで責任を持つ超一流の税政機関」であるという意味が込められている。

(3) 国税庁のキャラクター

「セウリ」（右、男）と「セヌリ」（左、女）と呼ぶ。国税庁のキャラクターと名前を公募し、2006年3月3日に開催された開庁40周年式で発表された。



名前の意味については次のとおりである。

「セウリ」

- 竹のように実直で正しく国税行政を樹立する（韓国語「セウダ」は「立てる」の意味）。

- 国民と共に（韓国語で「ウリ」）信頼を受ける国税行政を繰り広げる意思を表現。

「セヌリ」

- 公平、透明な税政を通じて国家経済発展に寄与する（韓国語「セ」は、「税」の意味）。
- 世界の税務行政に先んじることによって、韓国の希望を先導する国税庁の意志を表現（韓国語「ヌリダ」は「楽しみを享受する」という意味）。

III 職員の管理

1 採用

韓国での国家公務員の試験及び採用は、行政安全部に属する中央人事委員会で行っている。採用試験は、日本の国家I種試験に該当する「行政高等考試」、国家II種試験に該当する「7級国家公務員」、国家III種に該当する「9級国家公務員」試験に区分される。「行政高等考試」試験合格者の待遇は5級（行政事務官）である。

なお、国税庁に採用される一般職員（7級及び9級公務員）は、「税務職」試験合格者から採用される。日本とは異なり、級の数が少ないほど職位が上である。また、各級行政機関の公務員新規採用時には、公開競争による採用人員の3%以上に該当する人員、特別採用人員のうち、中央行政機関単位の年間総採用人員の3%に該当する人員の障害者を採用しなくてはならない。

5級（行政事務官）は、本庁の係長（日本でいう「課長補佐」クラス）及び署の課長クラス、4級（書記官）は本庁課長及び税務署長クラスである。

また、通常の採用とは別に「一般契約職採用試験」を実施し、語学やIT能力の高い職員を臨時に採用している。一般契約職採用試験で採用された者は、行政事務官（5級）相当の待遇となる。通常契約期間は2年である

が、勤務成績によっては延長される。

異動は頻繁に行われている。2月が定期異動の時期であるが、4月や10月にも小規模な人事異動が行われる。同じ部署に2年勤務するのが通常である。

韓国では公務員の人気が高く、税務職（9級）の競争率は15倍程度であり、国税庁は難関を突破した優秀な職員を抱えている。

2 職員の研修制度

「国税公務員教育院」において、基本教育として新規採用者は6週間、昇進者に対しては20日程度、また、専門教育として既存職員に業務遂行に必要とする知識等の習得に2～3週間程度の研修を体系的に行っており。さらに、国税公務員教育院では、所得税法、法人税法、財務会計等の科目について、自宅でWEBサイトを通じて研修を受講する「サイバー教育」を実施している。

新たな施策として、国税公務員教育院では、経済のグローバル化、税政の機能拡大等急変する税政環境に対応する人材を養成するため、力量、性格、リーダーシップ、潜在力に秀えた人材を選抜し、未来の国税庁の中心となるリーダーを育成する「革新人材養成プログラ

ム」を2007年8月20日から本格的に実施している。

なお、韓国に「税務大学校」が存在した時期がある。1980年国立大学設置令に基づき設立され、卒業生は税務職員として自動的に任用されることになっており、学費は国家が負担してきた。設立以後20年以上税務職員を養成する役割を果たしてきたが、一般の大学と同様の税務学科を学ぶことに対し、国家予算で教育費を負担するのは問題があるとして、2001年2月28日に廃校となった。税務大学校を卒業した職員の評価は高く、2009年2月に韓国租税研究院を訪問した際、院長は雑談のおり「税務大学校出身の国税庁職員は優秀である」と語っていた。

3 IT職員の現況

ITを専門にする職員については、国家公務員試験のうち「電算職」試験を合格した者が各省庁に配属される。国税庁に勤務する技術職員についても通常の職員採用を通じて配属され、国税庁が独自に電算職職員を採用していない。国税庁のIT職員の人員の推移は、次の表のとおりである。

情報化人員増加推移

(単位：人)

年度	1971	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
合計	185	955	884	892	908	904	902	873	865
税務職	21	82	47	49	48	47	46	48	45
電算職	82	148	293	309	330	330	331	337	337
技能職(※)	82	725	544	534	530	527	525	488	483

(「国税庁40年史」 (http://www.nts.go.kr/info/info_04_01.html より)

※「技能職」公務員は、事務支援・業務補助を行う職員であり、税務職及び電算職職員のような一般の公務員試験とは異なる試験で採用される。

電算職に対する専門機関における委託教育は、1990年度中盤までは、「韓国科学技術院」

と「総務處」に限られていたが、IT技術の発達に合わせて多様な民間専門教育機関による

委託教育や高度な情報技術を習得できる情報化特講の実施に加えて、先進国の IT 技術を取り入れた税政を学ぶため、海外研修を拡大した。また、電算職員に税法知識を身に付けさせるため、国税公務員教育院に講座を開設し、そこで税法と行政手続に対する教育を行うこととした。

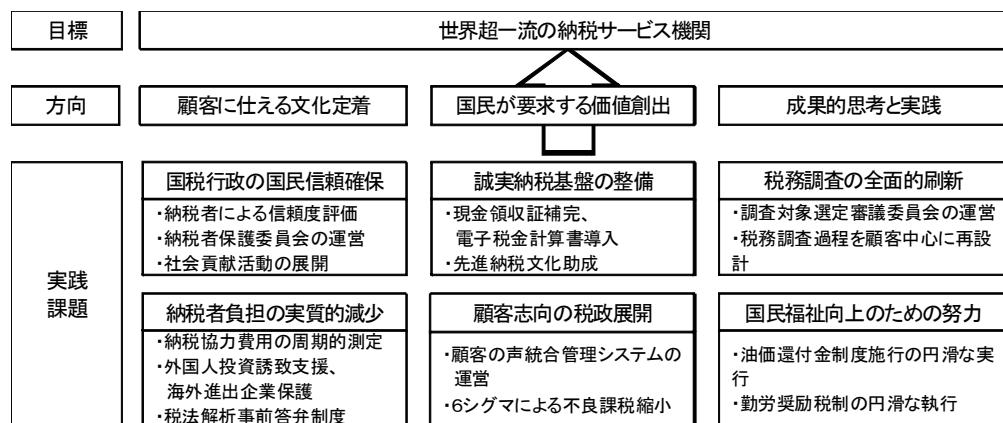
IV 最近の施策

1 仕える税政

2008 年 2 月に就任したイ・ミョンバク（李明博）大統領は、就任式の場で国政の方向として「国民に仕える政府」を提示した。それにそって韓国国税庁では「仕える税政」というスローガンを掲げ、税務行政に対する国民の信頼を確保するための具体的な実践課題を定め実施している。

2007 年 11 月 30 日に就任したハン・サン

「仕える税政」運営方向



「仕える税政」については、国税庁のホームページにコーナーが設けてあり、そこから閲覧することができる。なお、課題の到達度については、定期的に更新されている。

次章から国税庁が行っている最近の施策について具体的に紹介していくが、本稿においても、上記「仕える税政」運営方向の実践課題である、

- (1) 国税行政の国民信頼確保
- (2) 納稅者負担の実質的減少

ユル（韓相律）前国税庁長は、2008 年度新年の挨拶の中で、

「納稅者は以前のように税政の同伴者ではない。謙虚に傾聴し、腰を低くして仕えなければならない顧客である。納稅者を真実の顧客として仕えることで、企業が心配することなく事業活動に専念できる税政環境を作っていく」と述べ、組織を挙げて納稅者サービスの向上に努めている。

なお、運営方針は国税庁長が交代するごとに新しく策定される。ちなみにチョン・ゲンピョ（全君杓）元国税庁長（在任 2006 年 7 月 18 日～2007 年 11 月 6 日）は、「国民が共感する暖かい税政」をスローガンに掲げた。

- (3) 誠実納稅基盤の整備
 - (4) 顧客志向の税政展開
 - (5) 稅務調査の全面的刷新
 - (6) 國民福祉向上のための努力
- の観点から説明していくこととする。

2 国税行政の国民信頼確保

- (1) 紳稅者による信頼度評価

国税庁では民間のリサーチ専門機関に依頼し、設問調査により定期的に信頼度評価を行っている。2008 年度国税行政の成果に対する

納税者信頼度の点数は、71.8点であり、2007年度の62.5点に比べ9.3点上昇した。国税庁の報道資料によると、「国税行政の総合信頼度71.8点は、中程度の信頼度（55.6～66.6）と特に高い信頼度（88.9～100）の中間段階であり、行政機関の信頼度評価では、高い水準にあたる。」としている。信頼度評価の結果に対して、国税庁関係者は、「今回の信頼度測定結果は、国税庁が実践してきた『納税者に対する信頼度向上』への努力に対して国民が評価を与えたものであり、納税者による信頼度を国税行政成果の中心となる指標として補完、発展させ、評価結果は管理者の人事に持続的に反映させていく。」と語っている。

2007年11月にチョン・グンピョ（全君杓）元国税庁長が收賄の容疑で逮捕されたのち、国税庁は国民の信頼を回復するため、納税者の立場で様々な施策を実行してきた。その結果が信頼度の向上につながったと考えられる。

(2) 納税者保護委員会の運営

イ 制度の概況

国税庁は1999年に納税者保護担当官制度を導入して以降、納税者の権利保護のため努力してきたが、国民と納税者を心から尊重し、「仕える税政」を具現するためには、納税者の権益保護機能をさらに強化する必要があった。そこで、2008年5月1日に、全国90の税務署に「納税者保護委員会」が設置され、2008年8月には全税務署に拡大した。

「納税者保護委員会」は、地方国税庁は9人（外部委員5人、内部委員4人）、税務署は7人（外部委員4人、外部委員3人）で構成されている。

納税者保護委員会は原則として毎週木曜日に定期的に開催され、納税者からの苦情申し立て、調査期間の延長、調査範囲の拡大等の可否を審議する。今後、中長期的に納税者保護委員会を納税者の権利保護の中心として育成し、課税前適否審査及び異議申請機能等と統合する方案を積極的に進めていく予定で

ある。課税前適否審査とは、課税処分の前に行われる事前的な救済制度であり、異議申請とは、税務当局の課税処分に不服があつてから始まる事後的な救済制度である。現在、課税前適否審査と異議申請では、それぞれ「課税前適否審査委員会」「異議申請委員会」を開きその適否を審議している。

ロ 導入の効果

2008年8月13日付国税庁報道資料によると、納税者保護委員会が設置されてから3か月間（5月～7月）の月平均調査期間延長承認件数が59件（3か月計177件）となり、委員会が設置される前である2007年度の月平均調査期間延長承認件数451件（年間計5,415件）に対して87%減少し、税務調査を受ける納税者の時間的・精神的負担が大きく減少したと分析している。また、調査範囲拡大の月平均承認件数も48.1%減少したと報じている。

ハ 紳税者保護担当官制度

税金の賦課・徴収、調査過程で納税者の権益が侵害されたり侵害されるおそれがある場合に納税者の立場で積極的に処理するなど、納税者の税金による不満を解消するため、1999年9月1日に国税庁、地方国税庁及び税務署に設置された北欧のオントブズマン制度と類似した制度である。

国税庁内に納税支援局納税者保護課を設け、各地方庁及び税務署の納税者保護担当官室に、納税者保護担当官を各1名ずつ配置している。

納税者保護担当官は、重複調査や調査権の濫用の恐れがある場合には、税務調査を中止させたり、税法適用又は事実判断が誤っていた場合には、課税処分を中止させる課税処分中止命令権、職権是正命令権を持っている。

(3) 社会貢献活動の展開

イ 国税庁社会奉仕団の結成

国税庁は2008年6月社会奉仕団を結成し、体系的な社会貢献活動を推進中である。「となりに愛を、国民に幸福を」というスローガン

のもと、国税庁の特性を生かした独自の社会貢献プログラムを推進し、国民と直接触れ合うボランティア活動を活発に展開している。

ハン前国税庁長は社会奉仕団の結成式で「真心のある社会貢献活動を持続的に展開し、今までの権威的で冷たいイメージを捨て、国民と疎通する国家機関として生まれ変わる契機を作ろう。」と語った。国税庁は社会貢献活動を通じて国民の信頼を確保することで、円滑な税務行政の執行への効果を期待している。

□ 活動実施状況

2008年6月の結成から2008年11月までの約6か月の間に、2,490回、参加人数が3万3千名に及ぶ社会貢献活動を行った。これらの活動状況は、国税庁のホームページやその他マスコミを通じて広く報道された。2008年9月には、社会奉仕団ホームページが構築され、活動の状況を見ることができるようになった。その他、国税庁災難救護体組織（80名）を結成したり、奉仕活動主幹非営利法人団体を設立（2008年11月1日）するなど、活動の場を広げている。また、貢献度が顕著な者に対しては表彰することで、職員のモチベーションの向上に努めている。

国税庁のホームページの自由掲示板には、多数の好意的な書き込みがあることから、国税庁の社会貢献活動に対して国民は高く評価しており、国民の信頼確保につながっているといえる。

3 納税者負担の実質的減少

(1) 納税協力費用の測定

国税庁では、証憑取得・保管、申告書作成・提出、税務調査等税金を納付する過程で納税者が負担する税金以外の経済的・時間的費用を納税協力費用と定義し、その納税協力費用の縮小に取り組むことを明らかにした。

イ 設問調査の実施

2008年11月3日から11月10日まで、韓国租税研究院と合同で、「納税協力費用測定のための設問調査」を実施した。これは納税者

が税金申告・納付と関連した情報提供義務を履行する際に要する費用を把握するために実施したものであり、国税庁は納税協力費用の測定結果を分析し、費用が多く発生する分野に対しては、改善方案を強行するなど納税者協力費用を画期的に縮小する計画であり、測定結果を諸外国と比較し、問題点を改善する予定である。

ロ 制度・法令・慣行の改善

納税協力費用測定とは別途に、申告・納付・調査・不服手続き等、税務行政の全分野にわたる納税協力費用を誘発する制度・法令・慣行を納税者の視点から発掘し、改善する。

ハ 紳税協力費用縮小のための推進課題

現在、国税庁が実施している納税協力費用縮小のための重要な推進課題は次のとおりである。

- ① 電子税金計算書制度導入、電子申告及び電子申請対象拡大
- ② 申告書式の簡素化、提出書類の削減
- ③ 課税実益が少ない資料の収集及び処理縮小
- ④ 税法解析事前答弁制度（Advance Ruling）の導入
- ⑤ 帳簿・証憑書類の電子保管推進等
- ⑥ 外国人投資誘致支援、海外進出企業保護
イ 外国企業を対象とした定期懇談会の実施

駐韓外国人商工会議所等の団体との懇談会等を定期的に実施し、外国系企業から税制に関する問題が提起された場合、素早く改善するようしている。

最近では、2008年10月28日に駐韓アメリカ商工会議所(AMCHAM)の実務者100余名が出席した中で、懇談会を開催した。懇談会では、AMCHAMが建議した事項を国税行政に反映し、改善した内容を説明し、追加的な問題事項に対する質問に回答した。また、当該懇談会では「税法解析事前答弁制度」、「顧客の声統合管理システム（Voice of Customer、「VOC」）」、「外国人専用相談窓口」

運営及び「APA（移転価格事前承認制度）」活性化等外国企業の重要な関心事項を中心に意見交換を行った。

ロ 外国人専用相談窓口の設置運営

外国人が多く住む地域を管轄している 30 箇所の税務署に「外国人専用相談窓口」を設置運営し、外国人に合わせたサービスを提供することとした。

国税庁は、これまで外国人の税金相談のため、国税庁英文ホームページに相談コーナーを開設し、また、外国人専用相談電話等を設けて外国人の税金についての問題を解決してきたが、2008 年 2 月から外国人が多く住み、外国人の相談が多い 10 の税務署の民願室内に「外国人専用相談窓口」を試行的に運営し、良好な評価を受けていた。そこで、既存の 10 税務署で試験的に運営してきた「外国人専用相談窓口」を、2008 年 7 月から 30 の税務署に拡大改編した。

これにより外国人の相談の 3 分の 2 程度が税務署の専担要員を通じて解決されることになると予想している。

国税庁関係者は、これからも外国人納税者の利便性を考え、外国人専門相談窓口を追加拡大する計画であることを明らかにした。

ハ 外国人税務相談事例集の発刊

国税庁は外国人からよく質問を受ける事項を集め、問答集（Q&A）としてやさしく整理した英文版「外国人税務相談事例集」を発刊し、外国人を多く雇用している企業、駐韓外國商工人団体等に配布した。同冊子は国税庁ホームページ（英文ホームページを含む）にも掲示し、外国人はもちろん外国人に給与等を支給している事業者にも活用できるようにした。

（3）税法解釈事前答弁制度

イ 制度の概要

「税法解釈事前答弁制度」とは、課税官庁が税法解釈適用に対して明白に答弁した場合、答弁を信頼した納税者の利益を侵害すること

がないよう、その答弁に一定の拘束力を与え、納税者がその答弁に従うことで、信義誠実の原則による保護を確実に受けることができるようとする制度である。

以前から、事前照会制度は行われており、文書で受けた回答については文書で回答するとともに、その内容を国税庁ホームページに公表してきたが、納税者利便の一層の向上を図るため、文書回答手続の改正を行い、2008 年 10 月 1 日から「税法解釈事前答弁制度」という名称で施行導入された。

既に開始されていたり、近い将来に開始される特定の取引について、納税者が、国税庁に対し具体的な事実関係を提示して照会した場合、国税庁はその事実に対して明確に答弁する。その答弁にしたがい納税者が税務処理した場合には、課税問題による争いが発生しない。

ロ 申請方法

納税者は定型化された申請書に実名を記載し、国税庁長に申請する。また、税務士（公認会計士）、弁護士等税務代理人を通じても申請が可能である。

申請時には、事実関係確認及びその検討に必要な具体的な資料を提出しなければならない。

申請期間は、国税の法定申告期限までである。ただし、源泉徴収の場合には源泉徴収納付期間（源泉徴収した日が属する月の翌月 10 日）まで、総合不動産税の場合には納付期間開始日の前日（当該課税年度の 11 月 30 日）までとなっている。

答弁内容は国税法令情報システムに公開される。ただし、公開延期が必要だと判断される場合は、一定の期間が経過した後に公開される（申請人の個人的・事業上の秘密等は非公開）。

ハ 制度導入の効果

今まででは、事実関係が欠落し歪曲されたものや仮名借名による質疑が多く、納税者に明

白な答弁が難しく、また答弁をしても実際の取引内容と異なり、信義誠実の原則による保護を与えることに限界があった。今後は「税法解釈事前答弁制度」を通じて課税前段階から納税者の権益を保護することができるようになり、これを通じて税務上の不確実性を減少させ、企業活動の予測可能性を高め、企業投資活性化にも寄与することができると国税庁関係者は説明している。

(4) 年末調整簡素化サービス

イ 制度の概要

国税庁が 13 百万の勤労者に代わって、給与所得の年末調整に必要な各種所得控除の証憑資料を銀行、学校、病院等の領収証発給機関から収集し、これをインターネットホームページで提供するサービスである。

年末調整簡素化サービスを利用すれば、納税者は所得控除の領収証を揃える必要がなく、簡単に年末調整をすることができる。

勤労者は、国税庁の年末調整簡素化サービスホームページから本人の所得控除内容を照会・出力した後、源泉徴収義務者（会社）に提出すればよい。

ロ 照会可能な所得控除

保険料、医療費、教育費、退職年金、クレジットカード使用金額等 10 種の所得控除の照会が可能である。ただし、幼稚園等就業前の教育費、寄付金、婚姻・葬儀費用、住宅資金等の控除項目については照会ができないため、領収証等の証憑書類を揃えて源泉徴収義務者に提出する必要がある。

ハ 証憑資料の収集

国税庁は、これら各種所得控除の証憑資料を効率的に収集するため、小・中・高の教育費は教育科学技術部、就業訓練費等は労働部、年金貯蓄・個人年金・退職年金・保険料等は銀行連合会、クレジットカードは与信専門金融業協会、医療費は国民健康保険公団を通じてそれぞれ収集している。

納税者のほとんどすべての税務資料を収集

できる国税庁が、各種の年末調整に必要な証憑資料を一つに集めてインターネットを通じて提供する、一種のワンストップサービスといえる。

ニ 情報の保護

年末調整簡素化サービスホームページから所得控除証憑資料を照会するためには、公認認証機関が発行する電子商取引用印鑑証明書に該当する公認認証書が必要である。

現在、保有しているインターネットバンキング用公認認証書があればこれを使用すればよいが、公認認証書がない場合には、銀行、証券会社等の金融機関と 6 か所の認証機関（金融決済院、韓国情報認証、韓国証券電算、韓国電算認証、韓国情報社会振興院、韓国貿易情報通信）で発給する認証書の発給を受けなければならない。また、近くの税務署を直接訪問し税務署で発給しているホームタックス用の認証書を受け取って使用することもできる。

勤労者が扶養家族の資料を照会するためには、該当家族の事前の同意が必要である。扶養家族は、公認認証書、携帯電話、クレジットカード及びファックスを活用し、インターネットで同意申請をすることができる。また、所得控除資料提供同意申請書を作成した後、扶養家族の身分証の写しを添付して近くの税務署に提出してもよい。ただし、満 20 歳未満の子息の場合は、同意手続きは必要なく、父母が照会することができる。

ホ その他関連サービス

国税庁は今年から会社の年末調整担当者と税務署職員を 1 対 1 で結びつけるマンツーマン相談サービスを提供している。また、税務代理人に依頼することなく年末調整をしなければならない零細事業者のため、ホームタックスから電算プログラムの支援をしている。

4 誠実納税基盤の整備

(1) 電子申告

イ 電子申告の現状

国税庁が実施している電子申告システムは「ホームタックスサービス（HTS）」という名称である。ちなみに、地方税の電子申告システムの名称は「イータックス（ETAX）」である。電子申告システムは日本とほぼ同時期、2002年4月に本格的に開始された。電子申告の対象税目は、総合所得税、法人税、附加価値税、源泉税、個別消費税、酒税、証券取引税、印紙税、教育税の9税目である。

日本とほぼ同時期に電子申告が導入されたにもかかわらず、韓国の電子申告割合は驚異的である。2008年度の国税統計年報によると、2007年度は、附加価値税75.1%、総合所得税80.7%、法人税96.1%であった。2008年6月3日の国税庁報道資料には、「電子申告の普及割合について「米国54.3%、英国33%、フランス16.3%等（所得税の電子申告率）、先進国諸国と比較しても高い水準であり、世界最高の水準であるとの評価を受けている」と記載されている。ただし、その高い申告割合については、日本では分母に給与所得者の還付申告や年金所得の申告をする者が含まれているが、韓国では給与所得や年金所得のみの者は、年末調整で課税が終了するという点を考慮しなければならないだろう。

□ 高い普及率の背景

韓国における電子申告の高い普及率の背景には、税務士を中心とした税務代理人の協力が大きいと考えられる。もともと韓国では、税務士は納税者の帳簿等を調査して作成した税務調査報告書に当たる「税務調整計算書」を添付するようにしており、税務士の税務調整計算書が添付された申告書に対しては、国税庁で信憑性を認めて優遇してきた経緯がある。これは課税官庁のもつ税務調査権を一部委任したものと解されている。

電子申告の制度に詳しい税務士から話を聞いたところ、電子申告が早期に定着した理由について、

① 1994年から紙の申告書と別にフロッピ

ーディスクに入れた税務申告書を税務署に提出していたため、税務士は電子申告の基となる電子税務書式に慣れていた。電子申告が導入された後も、税務士事務所の会計プログラムと国税庁のデータベースとの間を互換するプログラムがあれば、フロッピーディスクに保存してある資料をそのまま送信するだけであった。

- ② 韓国は超高速インターネット環境が全国的に整っているため、容量の大きいデータも容易に送信できる。
- ③ 電子申告の早期定着のため、各地域税務署が各地域税務士会との会合や電話を通じて積極的に広報し、その要請を税務士が受け入れた。
- ④ 個人の識別が容易な住民登録番号というインフラがあり、それを電子申告システムの構築に活用できた。

からであると述べていた。

韓国では電子申告の導入当初から電子申告の税額控除制度があり、事業者本人及び納税管理人が直接電子申告する場合、

- ① 附加価値税：1万ウォン
- ② 法人税・所得税：2万ウォン

の控除を受けることができる。

また、税務代理を委任された当該納税者の電子申告対象税目をすべて電子申告する場合、税務代理人の所得税・法人税について、納税者1人当たり2万ウォンの税額控除(ただし、200万ウォンを限度とし、税務士法による税務士法人又は「公認会計法人」は500万ウォンを限度とする。)を設けているところが特徴である。また、税務代理人に対する税額控除は2008年度に引き上げられている。

同税務士はまた、税額控除の増額について、「電子申告により税務署の処理効率は向上し、徴税費用の減少につながるため、その減少分を納税者や税務士に還元するのは当然である。」と語っていた。また、システム面について、「韓国の電子申告のホームページには『納

税者用』と『税務代理人用』の申告画面があるが、『納税者用』のページは使いにくかった。』と述べていた。このことは、電子申告のシステムが税務代理人向けに作られていることを示していると言える。

ハ 電子申告の利用勧奨の方法

税務署では納税者に対し、①案内書（パンフレット）を送付する、②電子メールを送る、③個別に電話をかける、の順で利用勧奨を行う。メールアドレスについては、事業者登録申請の際に記入を求めていたため、国税庁では納税者のメールアドレスを把握している。電子メールの送付については、登録したメールアドレスに同一の文書を一斉に送るだけなので、手間はそれほどかかるものではない。電子メールを送付した後でも電子申告を利用しない者に対しては、個別に電話をかける。しかし、電子メールでの利用勧奨を行った時点で大多数の納税者が電子申告を利用するため、個別に電話をかける件数は少ない。

事業者の多くは税務士等税務代理人を通して申告書を提出しているため、国税庁としては納税者に対して勧奨するよりも税務士に対して勧奨した方が効果が高いと考え、税務士に対する利用勧奨を積極的に行ってきました。電子申告導入の際、各税務署は電子申告の早期定着のために各地方の税務士会等に対して座談会等の場で電子申告の利便性を説明し、現在でも税務士に対して個別に利用勧奨の電話を積極的に行っている。ある税務士の話によると、1年に1回程度、申告時期に利用勧奨のための電話が税務署からかかるてくるそうである。

国税庁関係者の話では、電子申告の普及のため国税庁では表彰制度を実施し、電子申告の利用割合が高い税務署に対しては昇進面や給与面でのインセンティブを与えていた、とのことである。

電子申告の利用勧奨について、韓国の日系企業に勤務する知人から次のような話を聞い

た。

「私が勤務する会社では、現在電子申告を行っています。電子申告制度が始まったとき、税務署から利用を勧める案内が送られてきました。当社は電子申告を早めに始めたのですが、税務署からの勧奨があっても利用しない会社には、税務署から直接電話がかかってきて、利用を開始するまで推奨されること。電子申告を利用することで、税額も若干安くなるようですがそれほど大きなメリットではありません。やはり、電子申告を利用するにした最も大きい理由は、税務署からの利用勧奨があったからです。」

ニ 電子申告のメリット

電子申告を行うことで、納税者は税額控除（納税者の直接申告時：最大年4万ウォン）のメリットを享受できる。しかし、税額控除額は少額であることから、税額控除の適用を受けられるという理由だけで納税者が電子申告を利用することにしたわけではない。①今まで紙ベースで提出していた申告書をデータで提出できるようになった、②税務署を訪問することなく申告書を提出でき、申告期間中であれば6:00から24:00まで提出が可能である、といった利便性のためである。「電子申告は便利だから、多数の納税者が自ら国税庁のサイトを訪問し、電子申告を利用したのです。」と国税庁関係者は述べていた。

ホ 年度別・税目別の電子申告比率の推移

国税庁が発行している国税統計年報（2008年）によると、年度別・税目別の電子申告比率の推移は次のとおりである。

〈年度別・税目別の電子申告比率の推移〉

(単位:千件、%)

申告年度	2004年			2005年			2006年			2007年		
	総申告件数	電子申告件数	電子申告比率	総申告件数	電子申告件数	電子申告比率	総申告件数	電子申告件数	電子申告比率	総申告件数	電子申告件数	電子申告比率
法人税	317	308	97.2	336	326	97.0	355	344	96.9	382	367	96.1
総合所得税	2,779	2,065	74.3	2,775	2,252	81.2	3,429	2,746	80.1	4,045	3,266	80.7
付加価値税	9,367	5,607	59.9	9,548	7,198	75.4	9,738	7,685	78.9	10,532	7,910	75.1

へ これからの施策

譲渡所得税、相続・贈与税等、まだ電子申告制度が導入されていない税目に対しても電子申告が可能となるようシステムを改善しているところである。また、付加価値税については、紙の税金計算書の代わりとなる電子税金計算書制度を導入し、税金計算書発給及び受取を容易にする。さらに、長期的に電子税金計算書制度が定着すれば、事業者番号等基本事項だけを入力するだけで、付加価値税申告が終了できるよう付加価値税簡便電子申告制度 (one-click) を推進している。

(2) 現金領収証制度

イ 制度の概要

消費者が商品購入時に、身分証明手段として現金領収証カード(※)、クレジットカード番号、携帯電話番号あるいは住民登録番号を現金領収証加盟店に提示すると、現金領収証加盟店は、現金領収証発給装置が装着されて

※現金領収証カード



いる端末機（通常はクレジット決済用レジにチップを装着したもの）から現金領収証を発行する。この決済内容が認定された現金領収証管理事業者を通じて国税庁に自動的に通知されることにより、国税庁が現金取引内容を把握・管理できる制度である。本制度は、2005年1月から施行されている。

導入当初は発行対象金額を1件当たり5,000ウォン以上としていたが、2008年7月1日以降5,000ウォン以下の現金決済にも適用している。

百貨店、大型スーパー、ファーストフード店では金額精算時にレジの従業員から「所得控除用の現金領収証は必要ですか。」と必ず聞かれるが、小規模小売店や飲食店では、一般的の領収証やレシートの授受の習慣さえなかつたため、「現金領収証を下さい」と言わなければ発行されないことが多い。



左が事業者用、右が消費者用の現金領収証カードである。2009年3月14日から事業者

用現金領収証カードが導入された。

事業者は事業に関連する物品等を現金で購

入する際、税金計算書（付加価値税の仕入控除に必要な証憑）の発給を受けるため、事業者登録番号を購入店に伝える必要があったが、現金領収証カードを使用することでそのような不便が解消される。なお、事業者カードは、事業と関連のない支出や勤労者所得控除用には使用することができない。

現金領収証制度の一連の流れは、次のとおりである。

- ① 消費者は、国税庁の現金領収証ホームページに会員加入して加盟店に提示するクレジット番号・携帯電話番号等を登録。
- ② 消費者は、商品購入時に販売店（現金領収証加盟店）へ現金とともに国税庁から支給された現金領収証カード、クレジットカード番号、携帯電話番号等を提示。
- ③ 販売店は、現金領収証事業者（※）に取引内容を登録。
- ④ 販売店は、現金領収証事業者から承認をリアルタイムで受け取る。
- ⑤ 販売店は、消費者へ現金領収証を発行。
- ⑥ 現金領収証事業者は、国税庁へ取引（決済）内容を電子送信（1日1回）。

⑥ 国税庁は、現金領収証事業者へ受信されたことを通知。国税庁は、現金領収証資料を住民登録番号により区分し、資料として集積。

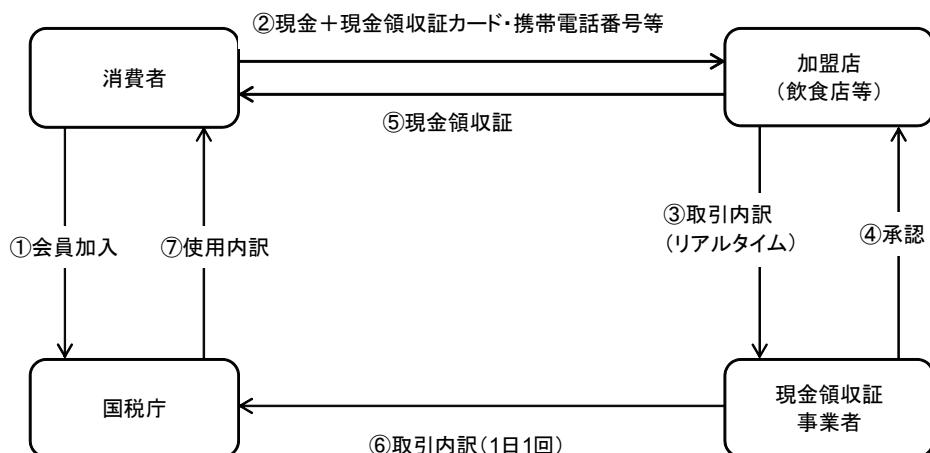
⑦ 消費者は、決済内訳を「現金領収証ホームページ」で照会することが可能。
現金領収証の発行実績は、

2008年上半期 9.7億件（1日平均531万件）、29.5兆ウォン（1日平均1,623億ウォン）

（2007年上半期：5.5億件 20.8兆ウォン、2007年下半期：9.4億件 29.7兆ウォン）
となっている。

※現金領収証事業者

現金領収証システムのインフラは、既存のクレジットカード端末機を利用した電子商取引網を活用しており、この電子商取引網を管理するための民間事業者を現金領収証事業者と呼んでいる。事業者は、通信事業者、クレジットカード事業者等が認定されている。



口 制度導入の経緯

韓国においても、商行為における現金取引の把握の困難さ（韓国では商取引の50%以上を占めるといわれている）が課題となっていた

ところ、IT関連インフラの向上と、クレジットカードの使用活性化の社会状況を足がかりとして、制度化に結びつけたものである。クレジットカードの使用活性化については、

1999年から「信用カード(クレジットカード)活性化政策」として取り組んだ結果、クレジットカード使用率が2000年の12.3%から2003年には41.7%にまで向上し、2008年第1四半期には、57.2%にまで上昇している。現金領収証の制度化の過程においては、元来、領収証発行の慣習が薄いこともあり、一定の抵抗(拒否反応)も見られたところであるが、

- ① 導入時の対象業種の絞込み
- ② 現金領収証加盟店への現金領収証発給装置の無料交付
- ③ 各種控除、宝くじ資格等の各種インセンティブの付与
- ④ 国税庁を挙げたキャンペーンの実施

などの施策を講じた結果、現在ではほぼ定着している。

2008年9月末時点の現金領収証加盟店は185万店であり、加盟可能数の約84%となっている。

ある韓国人に「現金領収証制度を導入することで、国税庁が国民の消費についての個人情報を把握することになるがそれに対する抵抗はないのか。」と尋ねたことがあるが、「税金が安くなるのだから、特に気にしない。」とのことであった。

ハ 事務運営体制

国税庁では個人納税局に電子税源チームを置き、現金領収証システム関連業務の総括・調整を行っている。具体的な業務としては、企画、広報、統計作成、問題点の抽出と補完、電算システム管理、地方国税庁・税務署の執行管理及びホームページ運営がある。

地方国税庁税源管理局を経て、署の税源管理課が現金領収証システムを所掌しており、署においては、現金領収証システムへの加盟勧奨、現金領収証の発給拒否者への指導、税務調査、現金領収カードの普及等の業務を行っている。

また、現金領収証に関する消費者からの質問等に対応するため、現金領収証相談センタ

ーを設置しており、電話及びインターネットによる相談を受け付けている。なお、同センターは外部委託により運営しており、年間約100万件の相談等に対応している。

ニ 制度のメリット及び各種インセンティブ

国税当局としてのメリットは現金等取引の集積が飛躍的に向上したことである。集積資料と付加価値税申告額とのクロスチェックを実施できるようになり、現金収入を除外する業者が激減した。そのため、調査件数は現金領収証導入前の2004年と比較して2007年は27.2%削減できたことである。なお、民間消費支出のうち、国外消費、公課金等を除いた金額を基礎としたクレジットカード及び現金取引に対する収入金額捕捉率について、2006年の61.5%から2007年は74.9%に向上了。

現金領収証加盟店は、付加価値税の申告に当たって、現金領収証発行金額の1.3%を税額控除できる(700万ウォンが限度額)。

勤労所得者は、総給与額の20%を超過する現金領収証使用金額及びクレジットカード使用金額の合計額の20%を、年末調整時に所得控除することができる(500万ウォンが限度額)。また、毎月、宝くじの当選機会が与えられる。

区分	控除基準	備考
控除対象者	勤労所得者	年間所得金額が 100 万ウォン以下である勤労者の配偶者及び生計を一にする親族の使用金額も一緒に控除できる。
控除対象期間	1/1～12/31 までに発給を受けた現金領収証の合計金額	
控除限度額	総給与額（年俸）の 20% と 500 万ウォンのうち少ない金額	総給与額（年俸）の 20% を超過する現金領収証及びクレジットカード使用金額のうち、その 20% の金額を勤労所得金額から控除できる（500 万ウォンが限度額）。

現金領収証管理事業者は、現金領収証発給装置の普及に対して、一台当たり 15,000 ウォンと現金領収取引の承認及び電子送信による現金領収証発給一件当たり 22 ウォンの税額控除が受けられる。

なお、設置台数に係る税額控除は、15,000 ウォンを基準にして 100 分の 30 を加減した範囲で、ウォン貨の変動要因等を勘案し国税庁長が該当金額を定めることができる。

ホ 宝くじ制度

2002 年 2 月にクレジットカード宝くじの初抽選が始まり、2004 年からデビットカード宝くじ制度を分離して施行し、2005 年からは新しく施行された現金領収証制度の活性化のため、現金領収証宝くじ制度が導入された。

その後、2007 年 8 月から不動産仲介業、専門職種、病院、韓方医、結婚式場等、現金領収証発給低調業（32 業種）を定め、発給低

調業種から取得した現金領収証を別途抽選することとした。更に、2008 年 7 月に事業者が家事目的で利用した現金領収証と発給低調業種取得分を合わせて、「発給低調分野」と定め、2008 年 8 月から抽選を実施している。

当選金額は、付加価値税法第 32 条の 4（クレジットカード等の使用者に対する褒賞金支給）に規定されている。金額等は次の表のとおりである。抽選は毎月行われ、当選金は抽選日の次の日から月末の間に当選者名義の銀行口座を通じて支給される。なお、この宝くじ制度は、台湾の制度を参考にして導入したものであると韓国租税研究員の教授が述べていた。

等位	当選金	現金領収証		デビットカード
		全体業種	発給低調	
1 等	3,000 万ウォン	1 名	1 名	1 名
2 等	500 万ウォン	2 名	2 名	2 名
3 等	100 万ウォン	3 名	3 名	3 名
4 等	10 万ウォン	200 名	40 名	70 名
5 等	5 万ウォン	3,000 名	1,000 名	1,000 名

ホ 発給拒否行為に対する制裁措置

現金領収証制度施行時には、未加盟店の存

在と加盟店による現金領収証拒否事例の発生が見られたため、現金領収証発給拒否加盟店に対する罰金及び加算税の賦課規定や告発、消費者への褒賞金制度等の市民監視システムの構築等が具体的に検討され、2007年7月から実施された。

現金領収証の発給を拒否した販売店に対して、発給拒否額の5%（最低5千ウォン）の加算税が課せられることとなった。

また、クレジットカードや現金領収証の発給を拒否した者に対する申告褒賞金制度の褒賞金として、導入当初、発給拒否事実が確認されれば発給拒否金額に関係なく申告1件あたり5万ウォンが支給されていた。しかし、発給拒否申告が少額取引に集中したため、零細事業者の不満が増大し、また、取引金額の把握への効果が期待できないといった指摘を受けていた。そこで、2009年2月6日以降の申告分から発給拒否額の20%を褒賞金として支給する方式に変更した。褒賞金の最低金額は1万ウォンで、発給金額の20%が1万ウォン以下である場合には1万ウォンが支給されることとし、最高支給金額は50万ウォンとした。また、1人あたりの年間支給金額の限度は従前どおり200万ウォンとした。ただし、5000ウォン未満の取引は褒賞金支給対象から除外される。

褒賞金支給基準の変更により高額取引に対する現金領収証発給拒否申告が増加するものと予想され、制度導入の趣旨である自営業者の課税標準の良性化に効果があると、国税庁関係者は述べている。

(3) 電子税金計算書

イ 制度の概要

税金計算書とは、事業者が財貨又は用役の供給時、徴収した付加価値税を証明するため、供給を受ける者へ交付する税金の領収証である。電子税金計算書制度とは、これまで主に紙でやり取りされている税金計算書をインターネット等を通じた電子的な媒体を利用して

やり取りする方式である。電子税金計算書制度の下では、事業者が税金計算書を電算的な方法（インターネット、電話、VAN、端末機）により発行し、国税庁に電子送信することになる。電子税金計算書制度は2010年に法人事業者から施行されることになっている。

ロ 導入の背景

現在インターネット等を通じた電子的発行が全体発行件数の10%程度にすぎず、税金計算書の大部分は紙で発行されている。そのため、納税者がこれを送達、保管、申告する際に多くの費用が発生し、国税庁も取引の真偽の可否の把握に多くの手間がかかっているのが実情である。

また、付加価値税の仕入税額控除に必要な「税金計算書」を偽造し、必要な者に販売する「資料商」とよばれる者がおり、国税庁は資料商行為に対する探索活動や、偽造税金計算書を取得し、不正控除・還付を受ける行為がある事業者に対する申告管理に多くの労力を要している。

ハ 制度導入による効果

電子税金計算書制度の導入により、事業者は税金計算書の郵便送達、保管等が必要なく、インターネット等を通じて収受状況を照会、管理し、申告することができ、納税協力費用を大幅に減少することができるようになる。国税庁もより効率的に虚偽税金計算書を摘発することができ、売上の内訳操作を通じた脱税行為が大きく減少するものと期待している。

また、最終消費段階（B to C取引）の現金領収証・クレジットカードインフラに統合して、中間段階の取引まで電算的インフラが完成すれば、これを基盤として多様なサービスを提供でき、納税者利便が一層向上することが期待されている。

ニ 今後の方針

国税庁は、2009年度から納税者が活用しやすいシステムを構築し、産業全般に電子取引及び電子文書流通を活性化することができる

ように、国内・外基準に合わせた標準電子税金計算書の開発・普及等を積極的に推進していく方針である。

国税庁の報道資料によると、新しい制度に対する適用期間を考慮し、施行の初年である2010年には法人事業者から電子税金計算書を発行するように義務付け、その後段階的に個人事業者まで拡大していく予定である。

電子税金計算書制度の利用活性化のために、電子税金計算書発行分に対する合計表提出及び保管義務を免除し、発行者は電子税金計算書発行税額控除を受けることができるようになる。それに伴い、発行義務対象者ではない個人事業者も2010年から電子税金計算書を発行すれば、これらの恩恵を享受することができるようになる。

課税事業者の電子税金計算書の交付が完全に定着した後には、免税事業者が法定領収証として交付する「計算書」に対しても電子計算書を交付するようにする計画である。

(4) 誠実納税方式申告制度

イ 制度の概要

誠実納税方式申告制度（以下「誠実納税方式」とは、単純・標準化された方式により、簡便に法人税又は所得税を申告することができる制度である。適用対象者は、例えば、売上脱漏等の疑いがなく、期限内に申告・納税義務を果たしているといった税法上定められた納税協力義務を果たし、かつ、年間収入金額が一定金額以下の小規模事業者を対象とした制度である。誠実納税方式を利用することで、税負担の減少を図り、事業に専念できるようにすることを目的とする。

本制度は、2008年1月1日以降の課税期間分から適用される。

ロ 適用要件

誠実納税方式は、法人の場合、年間収入金額が5億ウォン以下、個人は業種別に1億5000万ウォンから6億ウォン以下である小規模事業者に限り適用され、かつ、売上脱漏

等の疑いがなく、期限内に申告・納税義務を果たしているといった税法上定められた納税協力義務を果たし、電子帳簿等複式簿記により誠実に取引内訳を記載しなければならないことを要件としている。また、ERP（電子的支援管理システム）、POS（販売支店情報管理システム）等の設備・取引形態等により取引内訳が透明に確認できる「誠実納税」要件を充足しなければならない。

ロ 「誠実納税方式」の特典

誠実納税方式を利用することで、複雑な租税減免規定の代わりに、別途の税額控除を適用するなど所得金額計算と税額控除方式が簡便になる。また、中小事業者に活用度が低い租税特例制限法適用が受けられなくなる代わりに、算出税額の25%（首都圏は15%）を控除する「標準税額控除」の恩恵が付与され、税負担が減ることとなる。

さらに、収入金額が前年対比115%を超えて増加した場合、前年度の収入金額の100分の115を超過した金額に相当する税額を控除する「収入金額増加税額控除」を適用し、売上増加による急激な税負担を軽減しようとしている。

また、誠実納税方式の適用者に対しては、具体的な証憑による税金脱漏等が確認される場合を除き、税務調査等による更正を実施しないとしている。

減価償却費は、耐用年数5年（建物20年）の定額法により簡便に計算することができ、法人の場合、事業に関係のない不動産・動産等の資産に対する支払利子の損金不算入規定が不適用となる。

寄付金限度額は寄付金の種類に関係なく収入金額の0.5%（法人）、1%（個人）とし、接待費の損金算入限度は年間1900万ウォンと簡素化される。

電子申告対象書式も法人事業者は149種から31種に、個人事業者は58種から42種に大幅に減少し、作成方法が簡便な誠実納税方

式用申告書が新しく登場した。

ハ 申請方法

誠実納税方式の適用を受けるには、法人事業者の場合事業年度終了日から 1 か月以内、個人事業者の場合は課税期間終了日から 2 か月以内に管轄税務署に申請しなければならない。

例えば、2008 年 12 月末決算の法人事業者は、2009 年 2 月 2 日まで、2008 年分の所得に対して申告義務のある個人事業者は、3 月 2 日までに申請することになる。管轄税務署長は、「誠実納税諮詢委員会」の審議を経て、1 か月以内に承認の可否を事業者に通知しなればならない。

ニ 制度導入の効果

例えば、当期純利益が 2000 万ウォンである法人事業者は 286 万 5000 ウォンの法人税を納付しなければならないが、誠実納税方式で申告すれば 154 万ウォンの負担で済む。総合所得金額が 3000 万ウォンである個人事業者の場合には、270 万ウォンから 233 万 7000 万ウォンに所得税負担が減ることになると推計される。国税庁関係者はこれに関連して「誠実納税方式が導入されれば小規模誠実事業者の税負担と納税協力費用が大きく減少する。」とし、「中小企業が経済危機を克服するのに、大きな助けになると期待している。」と語った。

(5) 税金ポイント制度

イ 制度の概要

税金ポイント制度とは、納税者の所得税納付額に一定のポイントを付与し、ポイント別に適切なインセンティブを提供する制度である。航空会社、百貨店等が顧客管理及び販売増加を目的に、利用規模による恩恵を与えるマイレージ制度と類似している。

税金ポイントは個人が納付する所得税に付与されるものであり、事業者が納める総合所得税はもちろん、給与生活者の勤労所得税等にも付与される。ただし、源泉徴収される利子所得税、配当所得税及びその他所得税のう

ち、宝くじ当選金のように支払調書提出が免除される所得に対する税金は除外される。

ロ ポイントの付与方法及び特典

税金納付額を基準に 10 万ウォンあたりの自主納付税額(中間予納期限内の納付含む)には 1 点、告知納付税額(中間予納期限後の納付を含む)には、10 万ウォンあたり 0.3 点を付与し、還付税額に対しては還付税額に相当する税金ポイントを差し引く。

① 累積ポイント 100 点以上の場合

納期限延長又は徵収猶予時期延長、2 億ウォンを限度として納税担保の免除を受けることができる。

② 累積ポイントが 1,000 点以上の場合

税務署に電話又はファックスで民願証明(※)を発給依頼し、直接宅配を受けることができる。また、税務署の「民願奉仕室」に設置された「誠実納税者専用窓口」を利用することができる。

※民願証明とは、事業者登録証明、休業事実証明、廃業事実証明、納税証明、納税事実証明、所得金額証明等を指す。

(6) 空港出入国専用審査台利用制度

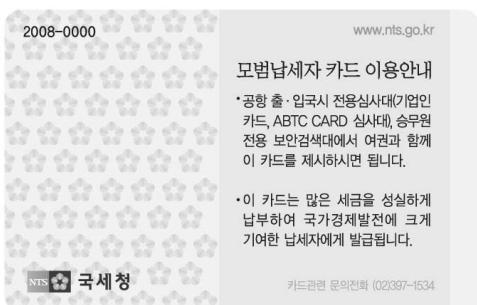
イ 制度の概要

空港出入国専用審査台利用制度とは、高額誠実納税者が納税に対して誇りを持てるよう、また、高額納税者が社会的にも尊敬を受けるような先進納税文化の醸成のために、法務部の協力を得て国税庁が導入した誠実納税者優待制度の 1 つであり、2006 年 1 月 24 日から施行されている。

国税庁は、2008 年 6 月 5 日、空港出入国専用審査台を利用できる高額・誠実納税者数を大幅に拡大することを発表した。国税庁が発行する「模範納税者カード」の交付を受けた高額誠実納税者は、発給日から 3 年間空港の専用審査台を利用でき、さらに、航空機乗務員等が利用する別途の保安検索台を利用することもできるようになり、空港での出入国手続きが便利になる。同行の家族 2 名までは

利用が可能である。このうち、特に国家寄与度が高い者 90 名に対しては、空港の貴賓室（仁川国際空港の場合 CIP ラウンジ）を利用できるようにした。

利用時には「模範納税者カード」が必要である。模範納税者カードは、国税庁が該当納税者に郵送する。



□ 選定基準

大統領や国務総理等国税庁長以上の職位の者から模範納税者として表彰を受けた受賞者及び 2008 年までに付与された税金ポイント累積額 5 万点以上である納税者等を対象とし、地方国税庁長の推薦と厳格な審査を経て選定される。ただし、脱税・滞納・粉飾会計・不動産投機等で社会的物議を起こした場合には選定者から除外される。

2008 年 1 月に 299 名を選定し、その後 2008 年 6 月 5 日に 470 名を追加で選定し、現在 769 名に空港出入国専用審査台利用の恩恵を付与している。

(7) 納税者番号 イ 制度の概要

韓国では、納税者番号として 住民登録番号と事業者登録番号を使用している。事業を行う者は、事業所ごとに事業開始日から 20 日以内に事業所の管轄税務署に登録することで、事業者登録番号が付与される。個人の所得と関連するすべての原始情報については、住民登録番号で管理されている。

事業者登録番号は、事業者と事業実態を把握し、公平な課税の実現と効率的な事務運営を行う目的で、1968 年に法人税法を根拠に導入された。その後、1976 年の付加価値税制の導入時に、事業者登録の対象が法人からすべての事業者へと拡大され、現在に至っている。付番機関は税務署（国税庁）である。

住民登録番号は、住民管理（出生、結婚、離婚、死亡、転出入）の目的で 1968 年に導入された。付番の対象は、全住民であり、洞事務所（韓国の行政区画、日本の町に相当する）により付番がなされる。外国人の場合は、住民登録に代わり外国人登録を行うこととなっており、その結果、外国人登録番号が付番される。

住民登録番号は、住民管理目的以外に、旅券資料、運転免許、クレジットカード等にも使用されている。また、インターネットのサイトを閲覧するときやインターネットショッピングをする際にも住民登録番号の入力が必要である。

韓国では住民登録番号制度の導入に当たって日本のような激烈な反対はなかったそうである。韓国と北朝鮮が対峙している状況では、個人情報の保護よりも国家安全保をより優先した結果であるといえる。

□ 番号の構成

① 事業者登録番号

事業者登録番号は、10 桁 ($\times \times \times - \times \times - \times \times \times \times$) の数字で表され、府・署コード（3 桁）、個人法人区分コード（2 桁）、一連番号コード（4 桁）、検証番号（1 桁）で構成されている。

事業者登録番号は電算システムによって一連番号順に自動付与され、1回付与された番号は準永久コード化され、転出や業種の変更等の場合にも当初の番号がそのまま使用される。

② 住民登録番号

住民登録番号は、13桁（×××××××-××××××）の数字で表示され、生年月日（6桁）、性別（1桁 男性:1、女性:2）、地域番号（4桁）、出生順序（1桁）、検証番号（1桁）で構成されている。

例えば、530203-1847342 という番号からは、1953年2月3日生まれの男性ということがわかる。

ハ 運用上の問題点

事業者登録番号については、資料商嫌疑者（付加価値税の仕入税額控除に必要な税金計算書の偽造、販売を行っている疑いがある者）、名義偽装者等の新規登録、事業者登録番号の名義盗用、貸与等による税負担を回避する行為が増加している。そのため、新規登録者に対しては、事業者登録番号を付番する前の事前確認を拡大強化し、不法行為に対しては、

① 虚偽税金計算書の授受に対する罰則の強化

② 名義貸与者に対する罰則の周知

③ 事業者登録申請書に代理人の人的事項記載欄、自筆署名欄を新設

といった、防止策を講じている。

住民登録番号については、行政上の便利さはあるものの、個人情報の漏出という問題点を有している。最近は、インターネット上で個人の住民登録番号が大量流出する事故がしばしば発生するなどの問題が発生している。そこで、2009年からは一定規模以上のインターネットサイトでは住民登録番号ではなく、アイピン（i-PIN : Internet Personal Identification Number）というサイバー身元確認番号の利用を義務化して住民登録番号の流出及び誤・濫用を防止しようとしている。

しかしこれも、ある側面から見れば、また一つの住民登録番号と類似であると言える。

(8) 「税金を知る週間」の実施

イ 制度の概要

毎年3月3日の「租税の日」は、国税庁が発足した1966年3月3日の翌年に、国民の納税精神の啓蒙と税収増大を目的として制定された法定記念日である。その後、1973年3月30日に政府主幹記念日として定められたが、租税の日が納税義務を強調したことから国民に拒否感を与えることがあるという理由で、2000年からは納税者が主人という意味の「納税者の日」に名称を変更した。この日の前後には「税金を知る週間」を設定し、様々な行事を実施している。

なお、国税庁では毎年、芸能人を「広報大使」に任命し、納税広報冊子、ポスター等のモデル、広報用の映像出演等を依頼している。国税庁関係者の話では、「広報大使」に支払う報酬は無料であるとのことである。国税庁の「広報大使」として、国民に対してクリーンなイメージを与えることができること、また、国民の前に登場する機会が増えることから、芸能人側としてもメリットがあるためである。

ロ 「税金を知る週間」期間中の行事

「税金を知る週間」期間中は次のような行事を実施している（2008年）。

① 税務署別に管内の有名人及び芸能人等を

「1日名誉税務署長」と「名誉民願奉仕室長」に委嘱し、税務の現場の対面奉仕を体験し、税金と税政に対する理解の幅を広げることができる機会を持つようにする。

② 模範納税者として選定された企業と納税者

者の写真等を国税庁及び税務署ホームページに掲載し、模範納税者が社会的に尊敬を受けるような雰囲気を醸成する。

③ 国税庁ホームページを活用し、ゲームや

パズル等すべての国民が参加できるオンラインイベントを実施し、税金の重要性と誠実納税者に対し再度考える機会を持つ。

④ 未来の納税者である学生が税金に対する関心を持ち、正しい税金観を持つことができるよう「学生の税金に対する作品」(作文、ポスター、漫画等)を募集し、学生用に「税金に対する誤解そして眞実」という冊子を発刊・配布するほか、学校を訪問して税金教育等を実施する。

なお、模範納税者の表彰に関連して、2000年からは誠実納税者に対する優待制度を拡充し、国務総理表彰以上の受賞者には表彰日から2年間（現在は3年間に延長）、企画財政部長官・国税庁長表彰受賞者には1年間（現在は3年間）、地方府長及び税務署長表彰受賞者には6か月間（現在は2年間）税務調査が免除され、一定期間徴収猶予及び納期限延長申請時の担保を免除するなどの恩恵を付与している。

(9) 滞納処理に関する事項

2003年12月30日の国税基本法（第85条の5）の改正により、滞納発生日から2年が経過し、滞納国税が10億ウォン以上である高額滞納者に対しては、「国税情報公開審議委員会」の審議を経て公開対象者を確定し、滞納者の住所、氏名、職業等を官報、国税庁のホームページ又は税務署掲示板に公開している。公開対象者は2004年の高額滞納者の名簿公開以降減少していたが、2008年再度増加に転じている（2008年11月発表）。

また、2004年からは、1000万ウォン以上の高額納税者と不動産取引関連の脱税嫌疑者の金融取引内容を金融機関本店に一括して照会することができるよう「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」を改正し、あわせて、国税庁が保有している課税目的のための利子・配当所得に対する資料を滞納者の財産照会等の滞納処分のために使用することができるようになった。

(10) 税務士制度

韓国の税務士制度は、日本の税理士法を参考として制定されたため、類似点が多く見受けられる。しかし、数次にわたる法改正により日本の税理士制度と異なる点も多い。

イ 韓国税務士制度の歴史

韓国の税務士制度は、朝鮮戦争後の社会秩序の回復とともに、国側、産業界の双方から税務士制度創設の動きが起こり、1961年に国税審査請求法が制定された事を契機に、国税に関する行政救済制度の確立に当たって、納税者の代理人としての職業専門家の必要性から1961年9月に制定された。

最初の改正は、資格取得制度と試験制度の改善を内容とした改正で、法案提出から5年後の1972年12月に行われている。その後1978年12月には、合同事務所の設置と税務士法人の設立に関する改正が行われた。現在の税務士制度が確立したのは、1989年12月の税務士法改正による。韓国では、これまでの賦課課税制度から申告納税制度移行への転換期に当たり、税務士の職務、税務士の資格、税務士資格試験、試験の一部免除、登録、税務士の署名押印、調査通知、守秘義務、脱税相談の禁止、名義貸しの禁止、税務士補助者の監督、税務士の教育、事務所の設置義務等に及ぶ大改正となった。

ロ 韓国税務士法の特徴

韓国税務士法を日本の税理士法と比較した場合、特徴的な事項として次のものがある。

① 税務士の資格

日本の税理士法では、学識経験による試験科目の免除規定を置いているが、韓国では、学識経験者による資格取得の制度を1972年の改正で廃止した。また、国税に関する行政事務経験による資格取得制度についても、2001年から廃止された。

② 税務士資格試験

試験科目は大統領令において定められている。試験は第一次試験と第二次試験に分かれしており、第一次試験科目は、財政学、会計学、税法、商法、英語であり、第二次試験科目は税法と会計学となっている。第一次試験合格

者は、次の一次試験を免除されるが、その次からはまた一次試験から受け直すことになる。

ただし、国税事務経験者に限り、試験が一部免除される。国税に関する行政事務に 10 年以上従事した経験がある者に対しては、第一次試験が免除される。また、国税に関する行政事務に 20 年以上従事した経験がある者、又は、国税に関する行政事務に 10 年以上従事した者のうち 5 級以上の職位に 5 年以上に従事した経験のある者に対しては、第一次試験の全科目と第 2 次試験の科目中、一部科目が免除される。しかし、それ以外の者は必ず一次試験から受けなければならず、かなり厳しい試験制度となっている。また、英語が試験科目となっている(※)点も特徴的である。

※ 2009 年度に実施される試験から英語試験が廃止され、公認語学試験で取得した成績で代替することになった（例：TOEIC の場合 700 点以上）

③ 調査通知

韓国では調査の必要がある場合には、税務書類に署名押印のある税務士に必ず通知する規定となっている。

④ 合同事務所の設置

税務士事務所の共同化、税務法人制度については、1978 年に税務士法に規定されている。しかし、現実に合同化、法人化している例は少なく、従来の個人事務所形態がほとんどである。最近では分業化、専門化を通じた税務法人の大型化が進んでいる。

⑤ 営利業務の禁止

韓国の税務士は、営利目的とした業務に従事し、営利法人の役員や使用人になることは原則として禁止されている。そのため、日本のように税理士が会計法人を経営したり、法人の税務顧問として勤務することはできない。

⑥ 登録更新制度

税務士資格を持つ者が、税務代理業務を開始しようとするには、企画財政部に備えられ

た税務士登録簿に登録しなければならないが、この登録は大統領令の定めるところにより更新することができる。この期間は 3 年以上となっている。

ハ 団体組織

税務士法には、税務士の品位向上と事務改善のため、法人である税務士会を組織し、それに入会しなければならないとしており、税務士は税務士会に強制加入することになっている。

税務士会は、企画財政部長官の監督下にある。税務士会は、会長（1 名）、副会長（4 名）、常任理事（9 人）、監事（2 名）の役員を中心に運営されている。役員は総会において選任され、任期は 2 年である。

税務士会の事業として、次の項目が挙げられている。

- ① 税務士職務の指導と統制
- ② 税務士に対する研修教育
- ③ 従事職員及び一般人に対する租税及び会計に対する研修教育
- ④ 租税援助、及び税制協力事業
- ⑤ 紳税者に対する租税相談、及び広報
- ⑥ 租税に関する法規の調査研究、及び建議
- ⑦ 租税理論、及び関係学術の理論と実務の調査研究
- ⑧ 租税に関する学術討論会とセミナーの開催
- ⑨ 会報と租税関連の図書の刊行
- ⑩ 会員共済福祉事業
- ⑪ 紳税者の保護のための損害賠償共済事業
- ⑫ 外国又は国際租税団体との協力交流

5 顧客志向の税政展開

- (1) 国税庁顧客満足センター
イ 組織の概要

国税庁では、国民の税金に対する一般的な質問や苦情については、各税務署や地方国税庁で受け付け、「国税庁顧客満足センター」で一括して受理している。

同センターは、「仕える税政」の下、納税者

を「顧客」として捉え、従来からの相談事務に加え、顧客から寄せられた苦情や意見等を一元的に処理する機能を新たに持たせ、迅速な管理処理と共に的確な管理体制を敷くことで、納税者サービスの一層の向上を目的としている。

沿革は次のとおりである。

- 2001年3月3日 国税庁納税支援局所属
コールセンター開通
- 2001年8月20日 「国税庁電話税務相談センター」発足
- 2003年5月19日 「国税庁総合相談センター」に名称変更
- 2003年12月8日 ソウル江南区駅三洞824に庁舎移転
- 2008年7月1日 「国税庁顧客満足センター」に名称変更

□ 事務運営体制

質の高いサービスを提供するため、税務相談を担当する「相談官」は国税経験10年以上の職員から選抜する。

国税庁顧客満足センターは、2008年3月現在、センター長以下、4つのチーム（118名）で構成され、その内訳は業務支援チーム等10名、顧客満足チーム8名、電話相談チーム75名、インターネット相談チーム25名（うち訪問相談担当者3名）である。

なお、1年間に3回以上納税者からの苦情があった場合、その担当者は相談から外されるという「不親切3ストライク制度」をとっているが、実際にその適用はないとのことである。苦情を1回でも受けた場合、再度教育を行っている。

当センターでは、税に関する一般的な相談、苦情、意見等を扱っており、個別の質問事項については管轄税務署で相談するよう案内している。そのため、訪問相談の件数は少なく、インターネット訪問相談チームの3名で対応が可能である。

ハ 利用方法

① 電話相談

全国どこでも地域番号なしに「1588-0060」に電話した後、音声案内にしたがって、次の相談分野を選択すると相談官に繋がる。

相談内容	番号
油価還付金等その他事項	0番
譲渡所得税	1番
付加価値税	2番
年末調整、源泉税	3番
総合所得税、勤労奨励税制	4番
法人税	5番
国際租税	6番
相続贈与税、総合不動産税	7番
個別消費税、証券取引税、酒税、印紙税、国税基本法、徵収法	8番
税制に関する不満、賞賛、嫌疑等	9番

受付時間 平日：09:00～18:00 公休日、土曜日、日曜日：休務

② インターネット税務相談

インターネットによる質問については、専門の相談官が48時間（公休日を除く）以内に回答する。なお、あらかじめ希望しておくと、携帯電話の文字サービスで処理状況について確認することができる。

③ 訪問相談

国税庁顧客満足センターの1階にある訪問相談室で相談を受け付ける。また、地方に居住している納税者に対しては、地域税務署の納税者保護担当官室で相談が可能である。

ニ 「顧客の声（VOC）統合管理システム」の運用

納税者から寄せられた苦情、不満、意見等については、従来はホームページ等を通じて地方府や税務署の職員が個々に対応していたが、センター設置に伴い、これら苦情等を一括に管理・処理する「顧客の声（VOC）統合管理システム」を導入した。同システムに蓄積されたデータを分析し、不合理な制度及び

慣行の改善に反映させることとしているほか、職員にフィードバックしている。事務の流れは次のとおりである。

① 苦情、意見等の集約

オン・オフラインすべてのチャネルで収集された顧客の声(VOC)を VOC 管理システムに入力する。

② 担当部署の指定

電算入力された VOC は、顧客満足センターが処理官署を指定して配分する。担当者を事前指定し、VOC 配分時に処理期限(例: 苦情 14 日、その他 48 時間)を設定する。

③ 処理・活用

処理結果はメール等で顧客に送信し、満足度調査をリアルタイムで実施する。また、集積させたデータを分析・検討し、税政サービスの改善に活用する。

(2) 6 シグマによる不良課税の縮小

イ 6 シグマとは

6 シグマとは、経営のすべての部分で発生する欠陥の原因を分析し、除去する全社的な品質管理手法又は経営手法である。100 万個の製品中、3~4 個の不良だけを許容する無欠点の品質水準を意味する。

1987 年にモトローラが 6 シグマ経営を開発して以後、GE、IBM 及び韓国内ではサムソン SDI、LG 電子等民間企業から導入されていった。

6 シグマは、Define(問題定義)、Measure(測定)、Analyze(原因分析)、Improve(改善)、Control(統制、管理)のステップからなる経営変革手法であり、VOC(顧客の声)をベースにして、事業活動を分析し、プロセスの改善を進めるものである。

6 シグマ技法の特徴としては、

- ① データと統計に裏付けられた科学的、実証的問題解決
- ② 業務プロセスの全過程にわたり分析
- ③ 組織内部ではなく、顧客の立場で問題発掘及び代案を導出

が挙げられる。

ロ 国税庁の 6 シグマ推進戦略

現在国税庁は、誤った課税が納税者に負担を与える点を勘案し、課税処分の質を画期的に改善するため、民間企業の品質革新戦略である 6 シグマ技法を導入、6 月から試験的に実施している。

複雑な統計の代わりに必要最低限必要な統計だけを活用し、問題解決手続きを類型化するなど国税庁に併せた方法論を採用する。そのため、偽装加工資料の処理方法、不当行為に関連する事実判断基準等、納税者との争いが多い 18 個の課題について優先的に適用し、改善案を導くこととした。

さらに、課税処分の質や水準をより正確に評価、測定するための「課税品質評価システム」を 2008 年 11 月から施行している。「課税品質評価システム」とは、租税の賦課及び管理を担当する職員と管理者を対象にし、在職期間にわたり、適切な業務処理に対しては成果点数(+)を、不適切な業務処理に対しては責任点数(−)を付与し、その両面を管理するようにしたシステムである。

今後、賦課担当者別に自身が賦課した告知件数対比認容率(課税不良率)、不服請求率、品質順位をリアルタイムで提供し、全職員の課税品質評価結果は、在職期間にわたり累積管理され、人事及び成果保証等に反映される予定である。

6 税務調査の全面的刷新

(1) 税務調査に関する事務運営

税務調査は、本庁調査局、地方庁調査局及び税務署の調査課が行う。税務署内の調査課は、本・地方庁調査局の指示のあった事案のほか、税務署自らが選定し、税務調査を実施する。地方庁調査局は、一定規模以上の事業者について、税務調査対象を選定・実施しているほか、管轄税務署に対して指揮・調査業務を行う。本庁調査局は、税務調査についての総合調整・分析業務を担当する。

税務調査は、定期調査と隨時調査の2つに分けて運営されている。定期調査対象者の選定には、申告誠実度電算評価システム（CAF、Compliance Analysis Function System）を利用している。これは、納税者の業種別、外形別特性を勘案し、税金申告状況、経営状況、経営の進展度、各種納税協力義務履行状況等を総合的に評価することができる電算プログラムである。具体的には、

- ① 紳税者の申告内容について定期的に誠実度を分析した結果、不誠実申告の嫌疑がある法人
- ② 最近4事業年度以上にわたって税務調査の対象に選定されなかった法人のうち、事業規模や業種、未調査期間等を勘案して、申告内容が適正であるかどうかを検証する必要がある法人
- ③ 申告指導事項が申告に反映されているかどうかを検証した結果、申告漏れの嫌疑があると認められる法人

などが税務調査の対象として選定される。

隨時調査対象者は、国税庁長が別途に定める基準にしたがって、地方国税庁長と税務署長により必要なときに選定される。

定期選定による調査件数は減少しており、2007年度においては誠実申告を保障するのに必要な最小限の水準（全法人の0.8%）まで縮小し、2008年度は約0.7%へとさらに縮小した。個人納税者に対しては、例年約0.2%程度である。隨時選定による調査件数を含めた全体の法人実調率は1.2%から1.3%程度である。

国税庁関係者の話では、調査件数が日本に比べて少ないのは、韓国では課税インフラ（現金領収証制度や付加価値税のインボイス制度等による所得把握のシステム）が整っているため、少ない調査件数でも納税者の誠実度を維持できるからであるとのことである。

(2) 税務調査の全面的刷新

国税庁は、2008年5月に国民からの信頼

向上を目的として、税務調査を根本から変える刷新案を発表した。今回の刷新案は、これまでの部分的な税務調査の革新だけでは国税庁が納税者から信頼を得ることができないという認識の下、税務調査の全過程を顧客である納税者の立場で考え、税務調査における納税者の不信感の要因を抽出し、改善したものである。具体的な改善事項は次のとおりである。

イ 調査対象の選定

調査選定の調査対象選定の客觀性・透明性の向上のため、調査対象選定を民間委員が参与して審議・確定することとし、委員会で決定された主要な調査対象基準を公開し、どのような基準で調査対象を選定するのかについて予測可能性を提供することとした。調査対象選定審議委員会は、弁護士、税務士、大学教授等外部の専門家6名と国税庁次長を含む内部委員5名で構成されており、委員長は国税庁次長である。

ロ 税務調査の手順

税務調査の事前通知後調査着手時までの間、納税者が希望する時期に、調査担当公務員が前もって調査対象選定事由、調査の方向・手続き、納税者の権利、準備事項等に対して詳細に説明することとなった。さらに、税務調査中にも調査の進行内容と今後の方向について説明する「中間説明制度」を実施することとした。オリエンテーション時には、法令に規定された各種税務調査の関連規定と権利事項等すべての税務調査手続きに対して納税者がやさしく理解できる冊子（Green Book（※））を作成し提供する。

それに伴い、2008年7月からは、次のような調査手順を踏むこととなった。

- ① 調査開始10日前までに「税務調査事前通知書」を当該納税者に送付する。
- ② 税務調査開始前に、納税者の税務調査に対する不安感を解消するため、調査対象選定事由、調査の方向・手続き、納税者の権

利、準備事項等に対して詳細に説明する「税務調査オリエンテーション」を実施する。

- ③ 調査終了後には、納税者保護担当官が調査過程の不都合や不満事項を点検する「ハッピーコール」制度を導入する。
なお、税務調査終了後、「税務調査結果通知書」を納税者に送付し、納税者の不服がない場合、当該事業者・企業に対し更正決定をする。

※Green Bookは、国税庁ホームページ(<http://www.nts.go.kr/>)から閲覧が可能である。

- ・Green Bookの表紙



- ・Green Bookは、次の項目で構成されている。

- | |
|---|
| <p>■税務調査はこのように進行します。</p> <p>■税務調査の準備に負担を感じる必要はありません。</p> <p>01 税務調査事前通知を前もってお送ります。</p> <p>02 調査対象者は、客観的で公正に選定します。</p> <p>03 税務調査オリエンテーションを実施しています。</p> <p>04 調査延期、調査場所の変更申請も可能です。</p> |
|---|

05 税務調査猶予を申請することができます。

■調査は公正かつ透明に進行します。

- 01 税務調査を始めます。
 - 02 調査は法令に規定された手続きにより進行されます。
 - 03 必要最小限の範囲内で調査を実施します。
 - 04 調査期間は最大限短縮します。
 - 05 紳士の権利を保護いたします。
- 税務調査の最後まで配慮いたします。
- 01 調査結果に対して詳しくお知らせします。
 - 02 紳士する税金を案内いたします。
 - 03 徴収猶予を通じて税政支援をいたします。
 - 04 紳士者に不公平を与えないようにします。
- 紳士者の声に耳を傾けます。
- 01 顧客である紳士者から評価を受けます。
- 紳士者権利憲章

ハ 調査期間の短縮

調査期間の短縮努力度を税務署長の成果評価に反映し、調査期間延長を紳士者保護委員会で厳格に統制し、実績がでるまで調査する事例を根絶する。また、調査開始予定日の2日前までに、「事業所以外の税務調査場所申請書」を提出することで、税務調査を受ける場所を変更することができる。

ちなみに、2008年5月に紳士者保護委員会を設置した結果、2008年5月から7月までの月平均の調査件数が59件となり、2007年度の415件から約87%減少したと、2008年8月に発表された国税庁報道資料に記載されている。

ニ 過度な資料要求の禁止

紳士者に対する資料要求範囲のガイドライ

ンを設定し、担当者の恣意的な判断による過度な資料要求を遮断する。

ホ 顧客評価制度の導入

税務調査を受けた納税者・企業が、調査公務員の業務処理の合法性、清廉性等を直接評価する「顧客評価制度」を導入した。評価上位 5%には昇進等、人事上の恩恵を与え、下

位 10%には、調査事務からの退出等人事上の不利益措置を与える。納税者は調査終了後に、顧客評価チェックリストに○×の形式で記載し、管轄署の納税者保護担当官に提出する。

〈顧客評価チェックリスト〉

調査公務員(調査班長) 名前 :	調査開始年月 :	
	年	月
項目	答	
はい	いいえ	
税務調査事前通知書は調査開始の10日前までに届きましたか?		
調査対象者の選定事由について詳細な説明を聞きましたか?		
調査進行手続き、準備事項などについて事前説明を聞きましたか?		
調査延期・調査猶予・調査場所の変更について案内を受けましたか?		
調査着手の時、調査公務員が調査員証と身分証明書を提示しましたか?		
納税者の権利について十分な説明を聞きましたか?		
調査関連の事務用品の提供は負担のかからない適切な水準でしたか?		
税務代理人からの助力を受ける権利は保障されましたか?		
調査公務員は調査と関連する資料を最小限に要求しましたか?		
証憑書類などを一時保管する場合、納税者の同意を求めましたか?		
調査の過程で、進行状況について説明を聞きましたか?		
調査公務員は調査過程において納税者に釈明する機会を提供しましたか?		
当初通知された調査範囲(税目、事業年度)内で調査が行われましたか? (調査範囲が拡大されたら、その事由と範囲について通知をもらいましたか?)		
調査期間は当初通知された調査期間内で終了しましたか? (調査期間が延長されたら、その事由と範囲について通知をもらいましたか?)		
税務調査の結果(課税項目、課税根拠)について、詳細な説明を聞きましたか?		
調査公務員から税務会計上の誤謬、租税支援制度に対する税務コンサルティングを受けましたか?		
告知、納付の後続手続きと不服請求方法などに関する詳細な説明を聞きましたか?		
調査公務員は親切でしたか?		
調査公務員は清廉でしたか? (調査公務員が金品・供応などを要求したケースなど)		
その他の意見		

ヘ 誠実納税者の調査猶予

国税庁は、経済事情を勘案し税務調査の調査猶予を積極的に実施している。国税庁が2008 年から現在までに発表した税務調査の

猶予対象者は、次の表のとおりである。

発表日	内 容
2008年5月16日	困難な経済事情を勘案して、一定規模以下の誠実納税者、法人であれば売上が10億ウォン未満、個人であれば収入金額1億ウォン未満の者については、3年間税務調査を猶予する。
2008年7月22日	収入金額が10億ウォン以下の小規模誠実申告法人は、2006年と2007年の2期事業年度に対し、税務調査の選定対象から除外する。
2008年10月29日	金融市场が安定するまで定期税務調査を全面猶予する。また、現在調査通知を受けている納税者から税務調査の延期申請があれば、積極的に延期することとし、現在進行中の調査については、早期に終結し、告知税額に対しても積極的に徴収を猶予する。
2009年2月10日	今年雇用を3~10%増加させた雇用創出企業に対しては税務調査の対象から除外する。

(ただし、売上等の脱漏が明らかな法人等については通常通り税務調査を行う。)

(3) 調査選定に際してのコンピュータの活用

韓国国税庁では 1997 年に国税統合システム (TIS : Tax Integrated System) を導入した。TIS は申告、調査、資料、徵税、諸申請等機能別に電算化したシステムであり、導入

により課税資料に対する税目間の連携活用及び納税者統合が可能となった。TIS には次のデータが入力されている（「国税庁 40 年史」 (http://www.nts.go.kr/info/info_04_01.htm) より）。

税目	資料の種類	データ入手方法
総合所得税	利子・配当・その他所得等源泉徴収資料	
	勤労所得資料	
	事業・不動産等収入金額資料	
	販売奨励金・課税還付金資料	
	確定申告書資料	
付加価値税及び消費税	付加価値税申告書	
	消費税申告書	
	税金計算書	1990年代は外部委託による電算入力。現在は電子申告により提出
	クレジットカード情報	クレジットカード会社と国税庁間の専用網を構築。オンラインで報告
財産税	不動産登記資料	2005年8月から登記資料を電送システムにより收受
	相続開始資料（土地、建物、会員権、預金）	
	株式異動資料	電子媒体による提出
	相続税申告書	
	贈与税申告書	
	総合不動産税申告書	
法人税	外国取引額資料 海外送金資料	外換電算網を通じて韓国銀行から收受

(データ入手方法が空欄のものは、出典に具体的な記載がなかったものである。しかし、

これらの資料については提出義務者(納税者)から直接国税庁へ提出されるものである。)

調査対象者の定期選定については、「(1) 税

務調査に関する事務運営」で触れたように、

TIS で管理している申告内容と各種情報をもとにした、申告誠実度電算評価システム（CAF、Compliance Analysis Function System）を利用している。申告誠実度分析のための評価要素は非公開であるが、申告内容、会計処理の適正性、国際取引の有無、経営健全性と生産性、納税状況等が評価の対象となっている。

また、システムを利用した調査選定がうまく機能しているかどうか国税庁関係者に尋ねたところ、「韓国の場合、条件を設定すればその条件に合わせた調査選定が可能である。」との回答があった。また、「システムを通じて選定する『定期選定』よりも、実際に職員が選定を行い、調査を実施している『随時選定』を重視している。」とのことであった。

(4) 第三者通報制度

第三者通報制度は「現金領収証制度」の「発給拒否行為に対する制裁措置」の項でも取り上げたが、ここでは、脱税情報の提供等に対する通報制度を取り上げる。韓国では税務の

分野に限らず、乗っていたバスの運転手が信号無視をした場合、食堂において木でできた爪楊枝を置いていた場合（韓国では環境保護のため、木でできた爪楊枝の使用を禁じている）等でも通報すれば褒賞金が受け取れる仕組みになっている。その褒賞金を目当てにしている「褒賞金パパラッチ」なる者もいるとのことである。

情報提供者が「重要資料」を脱税情報として提出し、その情報に基づき税務調査を実施した後、追徴税額等が納付され、かつ下記の表の要件に該当する場合、褒賞金が支給される。ただし、第三者名義資料の提供、不渡り・廃業・破産等により課税の実益がないと認定される資料、税務調査を実施中の納税者に対する資料及び公務員の職務関連資料を提出了した場合には、褒賞金を受け取ることができない。

褒賞金の金額は、次の表のとおりである（褒賞金支給額は、最高 1 億ウォンが限度）。

<一般調査の場合>

褒賞金算出基準金額	支給基準
1 億ウォン以上 10 億ウォン以下	5%
10 億ウォン超 20 億ウォン以下	5,000 万ウォン + 10 億ウォンを超える金額の 3%
20 億ウォン超	8,000 万ウォン + 20 億ウォンを超える金額の 2%

<租税犯則調査の場合>

褒賞金算出基準金額	支給基準
1,000 万ウォン以下	15%
1,000 万ウォン超 5,000 万ウォン以下	150 万ウォン + 1,000 万ウォンを超える金額の 10%
5,000 万ウォン超	550 万ウォン + 5,000 万ウォンを超える金額の 5%

※褒賞金算出基準金額は、加算税、所得処分による税額、ただし、取引の相手方に課税された税額は除外

なお、国税庁では、脱税情報の提供のほか、
次のような内容の情報提供を受け付けており、
褒賞金を支給している。

情報内容	担当部署
クレジットカード偽装加盟店等申告	
現金領収証発給拒否・未加盟店との取引等申告	電子税源課
勤労奨励金不正受給者申告	所得支援局
不動産投機申告センター	不動産取引管理課
虚偽(税金)計算書授受行為者(資料商)告発	調査2課
各種脱税に関する情報提供	
匿名申告室 (クレジットカード・現金領収証申告除外)	税源情報課
密造洋酒告発及び酒類モニタリング	消費税課
高額・常習滞納者隠匿財産申告	徴税課
賃貸料負担引上申告	
名義偽装申告者	付加価値税課

(5) 査察制度

各地方国税庁、税務署に犯則調査を担当する課、担当者を配置しているが、日本のように一般の税務調査を行う部門と査察部門のように明確に区分されていない。例えば、ソウル地方国税庁の場合、調査局の4課が犯則調査を担当しているが、犯則調査のみを行っているのではなく一般調査も行い、また、犯則調査の対象者の規模、態様により他課とも合同で犯則調査を行う。調査の手続きについても、①告発を目的とした強制調査、②告発を目的とした任意調査、③一般の税務調査から告発を目的とした調査に転換、の3つの種類がある。

近年中小企業の税務調査件数を大幅に減らしているが、犯則調査には力を入れており、調査力を集中させて申告漏れの税金を徹底的に追徴すると同時に、故意的及び知能的な脱税者に対しては例外なく租税犯として告発し「脱税は犯罪である」という認識を定着させる方針をとっている。

7 国民福祉向上のための努力

(1) 油価還付金制度

イ 制度の概要

油価還付金制度は、2008年6月に政府が発表した「高油価克服総合対策」の一つである。石油価格上昇による勤労所得者と事業所得者の経済的困窮を勘案し、公共交通費の負担額の一部を税金還付方式で支給する一時的制度である。「油価還付金」という名称から、実際に使用した燃料費等の一部を還付するというイメージがあるが、燃料の使用量とは関係なく、所得に応じて支給する給付金である。

ロ 支給金額

勤労所得者、事業者のうち、次の要件を満たした者が支給の対象となる。

- ① 2008年1月1日～2008年12月31日の期間勤労を提供している者
- ② 2007年1月1日～2007年12月31日の総給与額が3,600万ウォン以下又は総所得金額が2,400万ウォン以下の者
ただし、以下の者は除外される。
 - ① 農漁業、貨物自動車所有者等で油価連動

保証金の支給対象者

- ② 基準所得額が 3,600 万ウォンを超過する者
- ③ 支給対象期間中兵役期間中であり、兵役により支給される給与だけの者
- ④ 2008 年度不動産賃貸所得だけの者
- ⑤ 付加価値税免税人的用役提供者で事業者登録していないホステス、ダンサー等

支給額は次のとおりである。なお、還付金は 2008 年 12 月に申請者名義の預金口座に振込まれる。

ハ 実施状況

2008 年 11 月 20 日から 12 月末まで、勤労者、自営業者、日雇勤労者等 1,435 万名に 2 兆 6,520 億ウォンの油価還付金を口座入金又は現金受領方式により支給した。

(2) 勤労奨励税制 (EITC)

イ 制度の概要

勤労奨励税制とは、一定金額以下の低所得者に対して、勤労所得額に応じて「勤労奨励金」を税金還付の形態で支給することによって、勤労インセンティブを高めつつ所得支援をする制度である。

税額の還付については、2008 年の所得を基準に 2009 年度から開始される。時期については、「管轄の税務署長が、勤労奨励金の申請書又は添付書類等を参照し、原則として申請期間経過後 3 か月以内に支給額を決定」するとしている。申請期間は、総合所得税申告期間中である、5 月 1 日～5 月末（2009 年は 5 月 1 日～6 月 1 日）であり、それから 3 か月以内、8 月末頃までに決定し支給することとなる。2008 年 12 月 26 日付国税庁報道資料によると、勤労奨励金の支給世帯は、63 万世帯であると予想している（参考：韓国全体の世帯数は約 1600 万）。

国税庁関係者は「国税庁は、これから勤労奨励金の支払のための電算システムの構築と申請者の便宜を考慮した業務処理システムの構築等を通じて国家の新しい福祉業務を成功

裏に執行することにより、福祉税制機関として生まれ変わる。」と語っている。国税庁が同制度にどれだけ力を入れているか感じられるところである。

ロ 支給金額

給付の限度額は 120 万ウォンであり、①18 歳未満（当該年の 12 月 31 日現在）の子供を 1 人以上扶養、②当該年度における世帯（夫婦）の合計所得が 1,700 万ウォン未満、③住宅を所有していない又は 5,000 万ウォン以下の小規模住宅 1 軒を所有、④小規模住宅を含む財産の合計額が 1 億ウォン未満、の条件を満たす勤労所得者が対象となる。夫婦合算の勤労所得に区間別に決められた比率を適用し、勤労所得を算定する。

- ① 増加区間(0～800 万ウォン)：勤労所得 × 増加率(15%)
- ② 平坦区間(800 万ウォン～1,200 万ウォン)：120 万ウォン
- ③ 減少区間(1,200 万ウォン～1,700 万ウォン)：(1,700 万ウォン - 勤労所得) × 減少率(24%)

なお、支給対象者を子供のいない者や事業者に対しても拡大するといった案も検討されている。

ハ 制度導入の経緯

国民年金は保険料の納付が必要であり、貯蓄余力が不足しており生計が困難な勤労所得層は実質上受給対象者から除外される。また、国民基礎生活保障制度は、補充給与方式で最低生計費を支援するため、所得が増加するほど支援額も削減され、勤労意欲が低下するという問題点がある。そのため、老齢や失業に対する所得保障制度である国民年金及び雇用保険制度による社会保険制度、極貧層に転落した後の支援のための国民基礎生活保障制度では、現在就業している勤労貧困層に対する生活安定支援策としては不足していると考えられていた。そこで、勤労貧困層支援のために、現行の社会保険と国民基礎生活保障制度

の二層により構成されている社会安全網に、
勤労奨励税制を追加することで三層に拡充す
る必要があるとして、2006年に法改正を行い、
導入することとなった。

制度の導入経過は次のとおりである。

日程	導入経過
2003年2月	勤労奨励税制導入を国定課題として選定
2005年12月	財経部にEITC推進企画団設置 国税庁に所得把握インフラ推進団設置（2005年10月）
2005年12月	所得把握基盤拡大のための法令改正 ・日雇い勤労所得支給明細書の提出拡大等、所得把握基盤の構築 ・関連法令改正建議及び所得税法令改正
2006年1～10月	支給明細書提出案内等広報 ・503万箇所の事業者、22箇所の事業者団体等に案内・広報
2006年4～12月	人別所得把握電算システム構築準備 ・効率的な電算システム構築のためのISP（情報化戦略計画）の推進
2006年6月	勤労奨励税制導入方案に対する公聴会開催
2006年12月	勤労奨励税制導入法案国会通過 ・租税特例制限法第10節の2（第100条の2～第100条の13）
2007年7月	国税庁及び所属機関職制規則一部改定
2007年10月	国税庁本庁に勤労所得支援局新設
2008年1月	税務署に所得支援課（係）新設

2008年12月に当初の勤労奨励金受給要件が大幅に緩和され、また、最大支給金額が120万ウォン（当初は80万ウォン）に引き上げられた。

ニ 不正受給に対する処罰

不正な申請を行った者に対しては、一定期間勤労奨励金の支給が制限される。

① 故意・重過失等により虚偽申請した場合：2年

例：受給要件の虚偽記載、欠格事由の故意の不記載等

② 詐欺その他不正な方法による虚偽申請時：5年

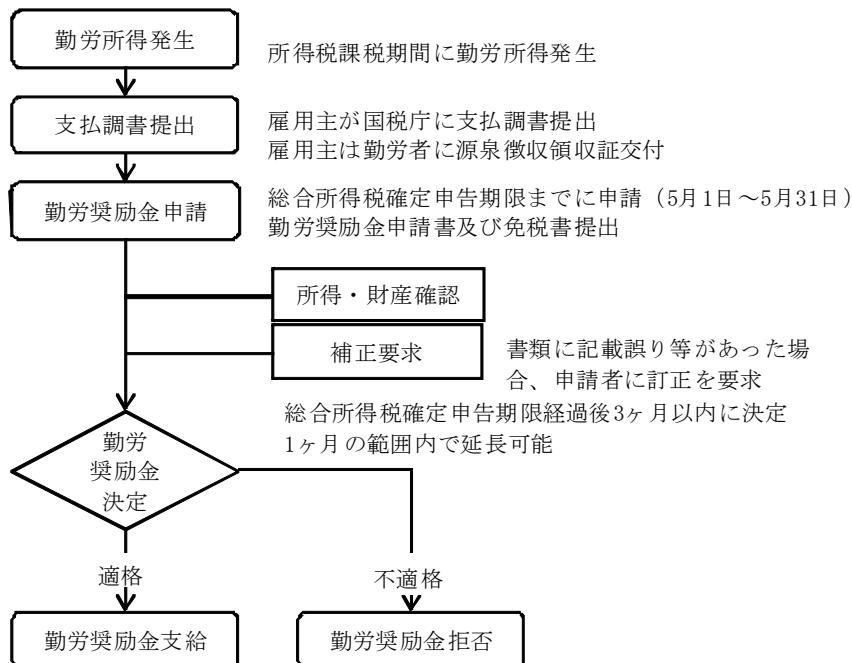
例：所得資料・その他証憑書類の偽造・変

造等

また、詐欺その他不正な方法により勤労奨励金の支給を受けたり、受けようとした者に対しては、支給制限・追徴以外に租税犯处罚法が定めるところにより、罰金又は懲役等の处罚を受けることがある（3年以下の懲役又は脱税額の3倍の罰金）。

ホ 勤労奨励金の申請・支給手続き

勤労奨励金は、税額控除の一種として処理されるため、一般租税の還付手続きと同様に運用される。具体的な事務の流れは次のとおりである。



V おわりに

ソウルに滞在して感じたのだが、韓国では日本に対する報道が非常に多い。常に日本の動きに注目し、日本の優れた部分を取り入れようとしているからだろう。韓国の国税庁の歴史は40年であり、制度面では日本より遅れているところはまだまだあるだろう。しかし、ITを利用した制度や納税者の管理については日本よりはるかに進んでいるといえる。最近では、韓国の制度を取り入れようとアジア諸国から多くの税務当局の職員が国税庁を訪問している。

日本の税務関係者からは「韓国の制度は素晴らしいが、日本にはないものが多いので取り入れられないだろう。」という言葉を何度も聞いた。しかし、韓国人ならこう言うだろう。「日本の制度は素晴らしいので、韓国に取り入れよう。」と。本稿は国税庁で公表している最新の国税庁報道資料をもとに作成したものであるが、本稿掲載時には、国税庁ではさらに新しい施策を実施しているであろう。

2009年1月、ハン前国税庁長は、贈賄に

よる不正事実が明らかになり辞任した。そのことだけを見て、「韓国の国税庁は遅れている」と考えることはできまい。一般的の職員は誠実で勤勉である。ある税務署の調査課長を務めている職員は、「私が国税庁で勤務していた期間は、平日家族と夕食をともにしたことはなかった。」と語っていた。このような職員の努力により韓国の税務行政が支えられているのである。

国税庁は、「税法を公正、透明に執行することで、国民の誠実な納税義務の履行を支援し、国税収入を円滑に確保し、国民経済発展に寄与する。2010年国税庁は最も効率的で公平な税政を広げ、世界の先を行く超一流国家機関に躍進する。」というミッションを掲げている。「世界の先を行く超一流国家機関」は、アメリカ IRS のミッション「Provide America's taxpayers top-quality service (serviceには『(官公庁等の) 部局、部門』という意味もある)」を参考にしたといわれている。世界に目を向け常に前進を続けている国税庁は、来年2010年にはさらに大きな変化を遂げている

であろう。